

令和8年6月10日（水曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	村 越 淳
情報防災課長	宮 川 智 明	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	中 屋 力 信	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	河 村 孝 宏
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	深 木 誠
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	渡 辺 健 心		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 真 哉 書 記 大 石 眞 弓

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

11 番 矢 野 昭 三 12 番 山 本 久 夫

令和8年6月第20回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和8年6月10日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：1番から6番まで）

議 事 の 経 過

令和8年6月10日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い、会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

おはようございます。

今回は、ラッキョウ耕作について質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

当町の特産であるラッキョウの収穫もですね今現在、一区切りつきました。今年は単価も良くですね、いい収穫ができたと思っております。

そこで、地域農業の振興でもあるラッキョウについて質問を致します。

当町におけるラッキョウ耕作は、地域の農業振興に大きく寄与してきた一方で、歴史的には本当に厳しい生活環境の中、被差別部落の人々を含む多くの住民の労働によって支えられてきた経緯があると認識をしております。そのため、単なる特産品というだけではなく、先人たちの暮らしや労働の歴史、そして人権の視点を含めて捉える必要があると、自分は考えております。

現在では、黒潮町を代表する農産物として、地域経済や観光、食文化にも貢献をしていると思います。今後は農業振興とともに、地域の歴史や人権学習にもつなげていく必要があると思います。

そしてまず、第1問です。

農業振興の側面だけでなく、地域の歴史や人権の視点から、黒潮町教育委員会としてラッキョウ耕作をどう捉えているか、まずお聞きします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

おはようございます。

それでは、澳本哲也議員のご質問にお答えを致します。

教育委員会と致しましては、ラッキョウ栽培を単なる地域産業の一つとして捉えるのではなく、地域の歴史や人々の歩み、そして人権について学ぶことのできる大切な営みであると考えております。ラッキョウ栽培の歴史をたどりますと、かつて、いわれのない差別や社会的な制裁の中で暮らしてきた人々が、限られた条件のもとにあっても、工夫と努力を重ねながら生活を切り開き、地域の発展につなげてきた経緯があります。その意味において、ラッキョウ栽培は地域の産業であると同時に、先人たちのたくましい生き方や願いを今に伝える貴重な歴史的、文化的財産であると認識をしております。

こうした考えの下、現在、黒潮町では大方地区の小学校において、4年生がラッキョウの栽培や収穫に関する学習に取り組んでいます。この学習は、地域の産業について学ぶだけでなく、子どもたちが実際に地域に出

向き、栽培や収穫の様子を見たり体験したりすることを通して、その背景にある歴史や人々の思いに触れ、人権尊重の心やふるさとへの愛着を育むことを目的としております。

また、近年は人口減少や担い手不足などにより、地域産業を取り巻く環境も大きく変化しております。しかしながら、学校が実施するフィールドワークや体験活動は、生産活動への参加そのものを目的とするのではなく、地域の産業や歴史、人々の営みから学ぶ教育活動として位置付けているものです。

地域の皆さまには、子どもたちの学びのために多大なご協力をいただいておりますが、その意義は収穫作業を支えてもらうことではなく、地域に受け継がれてきた知恵や文化、歴史、そして先人たちの思いや願いを次の世代へ伝えていくことにあると考えております。

教育委員会と致しましても、ラッキョウ栽培を通して地域の産業を学ぶだけでなく、その背景にある歴史や人権の視点を大切にしながら、子どもたちが地域への誇りと他者を尊重する心を育むことができるよう、今後も地域の皆さまにご理解とご協力をいただきながら、地域に根差した教育活動の充実に努めてまいります。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よく分かりました。

なぜ僕が今回このような質問したかという、やはり 4 年生で植え付け、収穫、そして自分たちで漬ける仕事まで何かやるっていくということで、何でラッキョウかなということをもう一度確認するために、この質問をさせていただきました。

これがですね、先人たちの労働や歴史や、そして被差別部落とのかかわりを含めた、この地域の歴史というものを今後どのように継承していくかということも大事と思いますが、その継承ということは、これからどうしますかね。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

まず、なぜラッキョウを学ぶのか、そしてこれから何を学ぶのか。そういったことを、教職員の人事異動がありますけれども、あるがたびですね、このことを常に学校現場ではですね、やっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

地域の方たちはこういった本当に目的をしっかりと、また、地域のためにこういうふうな学習をしていくということであれば、本当に地域の方は協力してくれると思いますので、また何かありましたら、また地域の方に連絡をしてもろたらと思いますので、よろしくお願いします。

それで、すいません、農業振興課にちょっと聞きたいですが。

農業振興課としてラッキョウ耕作をまずどう捉えているか、ということをまず聞きます。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは澳本議員のカッコ2、農業として。

1 番（澳本哲也君）

すみません、1 番の方です。1 番の方で、それ十分な対策の方ですので、1 番の方の農業振興課というのはラッキョウ耕作をどう捉えているかということです。ほいたら、もう2 番いきましょう。大丈夫です。2 番ってください。

議長（中島一郎君）

そしたら、カッコ2の方をお願いします。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは、澳本議員のカッコ2、農業として今までの振興対策は十分であったかのご質問にお答えを致します。

まず、黒潮町の農業振興施策の基本は、農業所得向上のための設備投資を促し農業生産性を高めること。農業所得向上により職業としての魅力が高まり、新規就農者が増えること。新規就農者の増により農地の高度利用を促進することを目指しており、生産性、農業所得の向上、農業の魅力向上、新規就農者の増、農地の高度利用の促進の好循環を起こすことを目指しています。

また、農地の高度利用が難しい中山間地域では、集落営農等による機械の共同利用の推進や農地の維持、保全を支援する事業を行っています。

ラッキョウ耕作の推移ですが、農協のデータによると、10 年前の平成28 年は耕作者数66 名、耕作面積14 ヘクタール、出荷数量112.6 トン、出荷金額8,083 万円、平均単価1 キロ718 円。

5 年前の令和3 年は、耕作者数54 名、耕作面積14 ヘクタール、出荷数量78.4 トン、出荷金額6,922 万円、平均単価1 キロ883 円。

昨年の令和7 年は、耕作者数45 名、耕作面積14 ヘクタール、出荷数量66.1 トン、出荷金額5,716 万円、平均単価1 キロ865 円となっています。

ラッキョウが農業として今までの振興対策は十分であったのかとのことですが、今までのラッキョウへの振興策と致しましては、特産路地作物機械整備事業費補助金としまして、ラッキョウの選別機、洗浄機などへ、令和3 年度、令和4 年度に、17 名へ166 万5,000 円の補助を行っています。

令和3 年度には予冷库を整備し、ラッキョウ種子の保管をすることで高温障害への対応を進めています。

また、農業全体の補助となりますが、新規就農事業の関係では、ラッキョウでの実績が新規就農研修事業で1 名、新規就農後の経営支援の事業で2 名の活用がありました。

黒潮町としましては、ラッキョウは本町の重要な特産品であると認識していますが、現在のラッキョウの生産者数、農業生産額等を考えると、これまで以上に振興に力を入れていく必要があると考えています。

そのためには、耕作者の声を丁寧にお聞きすることが不可欠と考えています。今年7 月後半には、耕作者へのヒアリングを実施し、今後の施策の検討に生かしてまいります。また、生産者部会等の集まりにも積極的に参加し、部会との連携を一層強化してまいります。

まずは、耕作者のニーズを丁寧に聞き、関係機関と連携しながら、ラッキョウ産地の維持、発展に向けた施策を推進してまいります。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

すいません。質問がちょっとおかしなってますいません。

令和3年、4年と選別機等ですね、事業も導入されたということですけども。

実際、旧大方町においては実際今まで、同和対策事業の中ですよ、どのような振興策があったかということとは分かっておりますか。分かっていませんか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

旧大方町の時分ですね、ラッキョウの振興について、自分の方は詳しくは存じていませんが、自分の記憶では、町民館の方でラッキョウを漬けたりですね、そういうことで振興を図っていたということは、認識しております。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

以前、くじらっきょうというものを作って、町民館の方で女性部の方々がやってくれておりましたけども、以前は同和対策事業の中で、今のラッキョウを洗う機械なんかも導入をされたということですけども、それと、あとはこの令和3年、4年の選別機。以前も選別機はやったからですけども、かなりの人が以前はやっておりましたけども、令和3年、4年も166万トンと、ちょっと少なかったかなという気がします。

一番の大事なことは、やっぱり年々この耕作者は減っているけれども面積は減っていない。ちゅうことは、1軒当たりの負担がだんだんだんだん大きくなっていく。負担といいますか、収穫量が。単価の方は本当にいいです。ここ最近では、だからみんな喜んでやっておるんですけども、やっぱり人の手が少ないということも、まず考えられると思います。

そこでですね、先ほども7月にヒアリングがあると聞きましたけども、実際、この産地維持策。維持をしていくための本当に重要なことは、町としてどういうことがあるかということを考えておりますか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

ラッキョウ栽培についての課題の認識ということですが、ラッキョウに限ったことではありませんが、農家、あと作業員の方の高齢化というのは感じております。特にラッキョウでは、出荷調整を担う切り子、端切りの作業の確保が課題だと認識はしております。

また、夏場の高温によるですね、種子の腐敗なんかもあるということを聞いています。

農家の高齢化についてはですね、新規就農事業で取り組むことで確保を進めたいと思っておりますし、あと、切り子のことはですね、土つきによる出荷ということもできるということは聞いていますので、そういうことがいいのかどうか含めてですね、ヒアリングを掛けて、農家さんのご意見を伺いたいと思っております。

また、本対策については予冷库を整備してますので、ラッキョウ専用ということではないですので、ほかの品目含めてですね、調整をしていければと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よく分かりました。

それとですね、本当に何ととっても、ラッキョウというのは手が掛かります。また昔と違ってですね、年中畑に何かいるような、農業の方たちが。そういった、だんだんだんだん変わってきている。やはり連作が原因だと思いますけども。

そこでですね、その省力化というか機械化といいますか。そういったこの取り組みを農業振興課としてこれからどう捉えていますか。

後のまた3問目にまたいくと思いますけど、まずそこをお願いします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

農業の生産の効率化ということは大事だと捉えております。ラッキョウに限らずですね、施設園芸なんかも環境制御してですね、自動で整備をするとかということもあります。

また、ラッキョウなんかは路地品目ですので、また施設園芸とは違う視点ですね、機械の導入とか、そういうのは大事だと捉えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

その機械化については、また後ほどちょっとやりたいと思いますけども。

やっぱり黒潮町のラッキョウいうたらおいしい、パリパリするというのは、やっぱり何ととっても有名ながですけども、このブランド力、ブランド。町としてやっぱり、これはやっぱりどんどん発信していかないかんと思うんですけども、そういった取り組みは今まではなかったがですかね。

なかったら、またこれからどうしたいのか、ちょっとお聞きします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤 長久君）

ブランド力の確保ということのご質問ですが。今までですね、特にラッキョウということで行ってきたことはありません。品目によってはですね、JA を通じて市場の方なんかに来ていただいてですね、それで乾地の現状を見ていただいたりですね、そういうことをやっております。

ラッキョウの方もですね、先ほど言われたようにブランド力を確保し、高く売っていくということはとてもラッキョウに限らず大事だと思っておりますので、どういう形でやっていくかということは検討をしていかなければいけませんが、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ぜひともよろしくお願いします。

一度、僕はこの場で昔、質問させてもらったのは、缶詰に利用できんかいうことでやったがですけども、単価がこれですのでなかなかやりづらいということもありました。

しかしですね、切ってただ出荷するだけでなしに、やはり加工品ということもやっぱりこれからも考えていかなきゃじゃないかと思いますけども、産業推進室、これはどう考えていますか。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

澳本議員の再質問にお答えさせていただきます。

産業推進室の方としても、農業振興課等々いろいろ協議をしながらですね、ブランド力の向上の方を目指して取り組みを進めていきたいと思います。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、農業振興、そして産業推進室と連携を取りながら、このラッキョウの製品について本当にこれからも積極的に取り組んでもらいたいと思います。

3 問目いきます。

ラッキョウ耕作に対応できる補助制度はないかということです。先ほど、ちょこっと課長が話してくれていますが、なかなか人手いうか、手が必要な作業です。それをいかに楽に作業できるか。そういうことは、やはり制度資金をやっぱり使いながら、機械化もしていけないかん。何かこういい制度がないかなということで質問します。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは澳本議員のカッコ3、ラッキョウ耕作に対応できる補助制度はのご質問にお答えします。

まず、農業者に対する補助としましては、大きく3つに分けることができます。1つ目が、既存農業者の生産性の向上のための設備投資や農業用機械などを共同利用するための補助。2つ目が、農地の多面的機能の維持や中山間等の耕作条件が不利な地域に対して耕作継続のための支援。3つ目が、新規就農者確保のための新規就農研修や経営開始後への支援となります。

1つ目の設備投資、機械の共同利用についてのラッキョウ耕作者への補助としましては、先ほど答弁しました特産路地作物機械整備事業費補助金を行っています。ラッキョウの選別機、洗浄機などの整備として、令和3年度、令和4年度に17名、166万5,000円の補助を実施しています。

また、農業用機械等の共同利用では、花卉（かき）、ショウガなどとの共同利用ですが、令和3年度に集出荷施設等緊急整備事業費補助金を活用し、高知県農業協同組合が予冷库を整備しており、事業費が3,685万円、補助金としまして2,172万3,000円を支出しています。

しかし、この2つの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための補助事業となっており、令和3年度、令和4年度2年間の事業で、現在は活用できないこととなっております。

2つ目の農地の多面的機能の維持や中山間等の耕作条件が不利な地域に対しての支援、3つ目の新規就農者確保のための補助については、品目を限定するものではないことから、ラッキョウにも対応できる補助となっております。

新規就農者確保の補助では、ラッキョウでの活用実績が農業研修で1名、経営初期を支える経営開始の支援で2名の実績となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

分かりました。

やっぱり機械、設備機械についての設備は共同利用というものが第一条件のようですけども。

すいません。小規模の農家でも導入しやすいっていった補助制度というものは、今現在はないということですか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

路地作物でですね、機械への共同利用ではなくて個人の農家への支援というのはですね、現在、黒潮町としては行っておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

それを今後、考えるというようなお考えはないですか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

今後の検討ということですが、当然ラッキョウの耕作者にですね、ヒアリングをさせていただいて、まずはどういうことをご希望されているのか。機械の支援ということも当然あると思いますし、その他、後継者の育成とかいろいろあると思います。

まずは、ニーズを聞かせていただいでですね、その中で町として何を優先的にやっていくかということを聞かせていただいた上で検討してですね、今後考えていきたいと思っております。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

何でこの質問したかといいますとですね、皆さんラッキョウを切って、選別して、塩漬けして、袋詰めするという作業の中でですね、行ったことある人は目にすると思うんですけども、洗濯機があること分かっていますか。あれ何であるかという、脱水機のみで水を切っている。それはですね、大体毎年買いに行くそうです。やっぱり塩、塩漬けですので、やはり機械が傷んでしまう。それで、やはりリサイクルセンターへやはり2台、3台と皆さん買い求めに行くんですけども、やはりその日にもう全てやっぱ作業を終わりたいというのが、この生産者の希望です。

そして、農協に出すのはほとんど次の日の朝やっている方がほとんどなのですが、各市場に出す人なんかはその日にもう袋詰めをして終わるというふうになっています。だから、この脱水機が要ることながですけども。

この脱水機がですね、調べてみると農業用の脱水機があるそうです。そこらへの補助をですね、ぜひとも

やってもらいたいというのが、このラッキョウの生産者の方々の意見です。

そこらへんをもうちょっと、課長、調べてですね、そのヒアリングでも多分出てくると思うんですけども、そういった取り組みはできますかね。また、できる考えをありますか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

澳本議員の再質問にお答えを致します。

先ほど答弁したように、まずはニーズを、ご意見をお伺いさせてもらいたいと思います。

当然、先ほど言われたような脱水機なんかも出てくるということでしたら、それに対してどういうことができるのかということを検討して、今後ですね、どういう支援が適切なのかということを考えていければと思っています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

何といっても機械化による省力化というものが、これからのラッキョウ耕作は本当に重要になってきますので、よろしくお願いします。

最後の質問いきます。

何といっても、その後継者育成は急務だと思います。

これからの町としての対応策を伺います。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは澳本議員のカッコ 4、後継者育成は急務だと思うが、これからの対応策はのご質問にお答えします。

黒潮町の新規就農従事者数の確保は、創生基本計画アクションプランで年 7 名を目標としており、令和 3 年から令和 7 年度の 5 年間の実績では 22 名を確保しております。目標の 35 名に対して、現在のところ達成率は約 63 パーセントとなっており、引き続き取り組みを強化する必要があると認識しております。

農業全体の対策としましては、就農までの流れや支援体制、地域の求める人材などを明記した産地提案書を作成し、新規就農者を募集をしております。現在、キュウリ、ニラ、イチゴで産地提案書を作成しており、特に黒潮町農業公社ではキュウリの研修生の受け入れ機関として、年 1 から 2 名の研修生を受け入れる体制を整備しております。

ラッキョウについては、現在のところ産地提案書の品目には位置付けられておりませんが、国事業などの新規就農支援に対応する事業は活用可能です。具体的には、就農準備資金としまして、研修手当を支給。就農支援事業としまして、研修生受入農家に対して研修受入のための費用を支援。経営開始資金としまして、就農初期の経営確立のための資金支援。経営発展支援事業としまして、機械、施設導入の初期投資の支援があります。

これらの事業は、年齢、経営計画等の要件はありますが、栽培品目については要件がないため、ラッキョウでも活用可能です。

後継者への具体的対応としましては、ラッキョウに限らず、具体的な就農希望者がいる場合は、本人の希望や農業経験、技術の習得の段階に応じた事業の展開を進めています。

同時に、先ほど答弁しましたが、ラッキョウ生産者からも営農の実態や課題、今後の支援ニーズなどを積極的にお聞きし、生産者の声に基づいた施策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

新規の設備なんかも支援ができるということですので、それを多分、今の実際知らんと思います。そういうことも今度のヒアリングの中でですね、しっかりと説明をしてもらいたいなと思います。

そして、今現在、ラッキョウの農家の実際、平均年齢や、戸数は 45 戸、45 名ですかね。分かってますけども、この平均年齢というものは分かってますか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

ラッキョウ農家の平均年齢ということですか。

すいません、今、把握はしておりません。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

すいません。

実際、何でもか言うたら 5 年後、10 年後のこの産地維持というものは、やはりもう本当に喫緊の課題だと思います。やっぱそこらへんをきっちりと把握してですね、後継者の方にやっぱり●立ててもらいたい。そう思っております。

それと、一番大事なのはやはり JA、農協さんや県との連携ということが、やはり担い手の育成には必要だと思っておりますが、それはもうきっちりと今からもやっていけるということですね。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

各機関との協力体制ですが、農協、あと県の振興センター含めてですね、ラッキョウに限らず、品目ごとにですね、協力体制を取って振興に努めて、今現在もいますし、これからもしていきます。

以上です。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

実際ね、45 名の耕作者の中にですね、結構息子さん、40 代、50 代、30 代もおります、実際。その方たちに、やはりこれからはやってもらわないかんいうことは大事ながです。そこでですね、やはりラッキョウについて

の学習会やないけれども、そういったものも必要になってくると思うんですよ。

一度、農業博士に僕聞いたことがあります。ラッキョウのもっと収穫いいようにするのはどうしたらいいかねということで。もう、すぐ返ってきました。連作をやめれと。連作をやめることはできません、実際のところ。

そういった学習の場というものもこれから必要になってくると思うんですけども、それは可能でしょうか。そういうことは。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

営農の指導委員も JA にもおりますので、そこと連携を取りながらですね、栽培指導とか、そういうのは進めていきたいと思っています。

まずは栽培の指導というふうになるとですね、経験がある JA とか県というふうになると考えておりますので、そこを含めてですね、黒潮町も連携をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

本当に、これからの担い手というものが本当に地域の宝ですので、よろしくお願いを致します。

以上で終わりますが、地域の歴史を振り返る際にはですね、偏見や差別を助長することなく、人権尊重の視点を持つことが重要であると思います。

その上で、地域産業としてラッキョウ耕作をどのように守り育てていくのか、今後の行政の姿勢を僕は期待をしております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

おはようございます。

私の方から、質問事項と致しましては、今回は1問でございます。

早速でございますが、通告書に従いまして質問の方を始めさせていただきます。

質問事項と致しまして、防犯体制の確立についてでございます。

要旨と致しましては、町長はこれまで、町民の福祉向上と安心安全を施策の最上位とし、一貫して訴えてこられました。これ、本心であると思っております。

近年、日本全国の大都市圏、地方都市や当町のような田舎を問わずですね、凶悪事件、事故が頻発し、連日のようにテレビや新聞による報道があります。

防犯カメラの画像データによる事件、事故の捜査、搜索活動等による早期解決の現状があります。

当町においても、他人ごとではなく、速やかな対策の必要性を感じており、以下について問うとしております。

まずカッコ1と致しまして、未設置の公共施設等周辺に防犯カメラの設置の完備をできないか。

事件事故等、画像記録による早期解決の手掛かり、解決策、抑止力対策になり、町民の生命、また、来町者の方の安心安全も確立することになると思うがどうか、としております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

浅野議員の一般質問、防犯体制の確立についてのカッコ1、未設置の公共施設等周辺に防犯カメラの設置ができないかのご質問にお答え致します。

議員ご質問のとおり、事件や事故の未然防止、さらには発生時の早期解決や捜索活動などにおいて、防犯カメラの設置は極めて有効な手段であると認識しております。

一方で、防犯カメラに記録される映像は、個人の容姿や行動記録といった個人情報に該当することから、設置に当たってはプライバシー保護への十分な配慮が必要不可欠でございます。

また、導入後の定期的なメンテナンスや機器更新に伴う財政負担、さらには、個人情報保護法に基づく安全管理措置を適正に講じるための人的リソースの確保など、運用面においても課題も少なくありません。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては、まずは喫緊の課題である児童生徒の安全確保を最優先とし、現在、教育委員会において補助事業を活用した、子ども見守りカメラの計画的な設置を進めているところでございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

対策をしていただいたところも何カ所もあるわけですが、これまでに。

今の子ども見守りカメラの件出ましたけど、これは教育委員会の方にお聞きした方がいいんですかね。

公共施設の中、保育所、あと小中学校ですね。こちら、カメラの設置をしてある小中学校、保育所等、未設置のところがあると思いますが、現状でどのようになっているのか。

教育委員会の方では把握していると思いますが、いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

それでは、浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

教育委員会では、平成27年度から、通学路や学校施設等に計画的に子ども見守りカメラを設置しております。

現在、学校の方で設置しているのが、三浦小学校、入野小学校、大方中学校、佐賀中学校でございます。

そのほかにも、図書館としましてあかつき館の周辺に設置しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

何カ所かは、今の答弁のとおり設置はされておるわけですが、これではちょっと物足りないといいますか、子どもたちをしっかりと見守るというか守るためにはちょっと、もう少しといいますか完備のほうですね、各施

設に。それが重要になってこようかと思っております。

今後の予定ですね、例えば、どこそこへいつごろつける予定とか、そういったものがあれば、ちょっとお聞かせ願えますか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

教育委員会では毎年、通学路安全点検をしております、その中でご意見をいただいた個所に必要な措置を講じております。

今年度につきましては、佐賀中学校の通学路、来年度につきましては、まだ計画の段階ですけども、拳ノ川小学校の通学路に設置したいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

見守りが、子ども見守りカメラについては県の方の補助事業でやっておると思っておりますが、その県の方はあれですか、年に何件とか、金額的に幾らまでとか、そういったものがあるがですか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

高知県警の実施している補助事業でございます。

一自治体、市町村当たり 3 台までという規制がありまして、補助限度額は 1 台当たり 45 万円となっております。

失礼しました。補助上限額が 22 万 5,000 円となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

失礼しました、高知県警の方ですね、はい。県は県ですね。

22 万 5,000 円の補助で、町からの持ち出しも当然必要になってくると思う。約半額の補助ということですね。はい、分かりました。

今、次長の方から年間 3 件というふうな、その制度上の件数ということもありましたけど、先ほど、佐賀中学校と拳ノ川小学校 2 カ所のみで終わっておるわけですが、これ、今からでもどこか小学校、保育所、申し込みの方は可能ながですか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

今後の導入についてですけども、小学校、保育所、申請展開することは可能かと思っておりますけども、真に必要な

な個所を選んで設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

申請を待つというふうなことです。

必要な個所で言いますけど、自分が思うにはもう全個所が必要な施設であると思っておりますので、年間 3 件の制約があるわけです。

もう年間3件3件ずっと申請の方を掛けてですね、未設置のところにはすべきじゃないかと思うがですけど、その点どうですか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

小中学校では、見守りカメラだけではなく、非常通報装置と呼ばれる、緊急時にボタンを押すと警察署に通報が流れるという装置をつけております。こちらにつきましては、全小中学校に設置しておるところでございます。

またそのほかにもですね、地域の朝夕の通学路の見守りをされているボランティアの方がたくさんおられます。こういった方と一緒にですね、町を挙げて子どもたちの安全安心を守ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

私も 10 年ぐらい、見守りの方を南部小学校の方でやらしてもらったことが以前あったわけですが、本当、見守り隊ということで組織を南郷の方ではつくってまして、10 数名で分担してというかやっておるわけですが。

ただ、警察の方への通報というふうなお話でしたが、例えば駐在の方がずっと来るとかいうことも可能かは思いますけど、中村署の方からっていうふうな、タイムログ言いますが時間的な後れもあると思いますし、後々の搜索、捜査にはですね、この動画っていうものがもう本当重要な、重大な機能でありますので、そのへんも含めてですね、もう少し積極的な働き掛けの方をですね、ぜひお願いしたいと思います。

今年度もまだもう 1 件可能かと思しますので、申請を待つというふうな話ではありましたが、教育委員会の方からランク付けではないですけど、順序を決めるのは難しいかもしれませんが、委員会の方から各施設に施設長の方に問い掛けをしていただいてですね、なるべく早いうちの設置の方をですね、保育所、小中学校についてはぜひとも完備の方までお願いしたいと思いますので、今後の課題としてひとつよろしくお願いしたいと思います。

先ほど、情報防災課長の方からもありましたけど、これまで町としてはですね、先ほど言うたプライバシー保護であるとか、抑止力としてはそのことにはならない、というふうなことなどといった答弁のみだったわけですね、これまで。

しかしながらですね、現に登録して、執行部の皆さんも、テレビであるとか新聞等でですね、毎日のように

見たり聞いたりしているはずだと思います。事件事故のことですね、それも凶悪な事件がすごく目立っておるように思いますので、この防犯カメラによる事件事故の早期解決の場面も随分見ておられると思います。

そういった意味での質問でもありますので、町として、やっぱり対策の方が必要だと思いますし、すぐにもやるべきことではないかと思っております。

町としてもですね、本気度いいですか、やる気いいですか、それをいま一度お聞きしたいと思います。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

防犯カメラの有効性については、以前もお答えしている抑止力等の効果はあると認識はしております。

ただ、繰り返しになってしまいますが、各種課題等もある関係で、真に必要な場所についてはというお答えをこれまでもしてきました。

その●●に変わりはありません。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

これまでどおりの答弁であります。

この防犯カメラについては、以前からずっと自分、幾度も質問の方を投げ掛けさせていただいてるわけですが。

これも以前、皆さんに紹介いいいますか言ったことですが、鞭地区において南郷小学校の低学年の子どもたちが、下校時、不審者に声を掛けられるとか脅されるとか、そういった事案もあったこともありましたので、今回も日本中の異常な事件事故、そういったものをちょっとね、早く対応しないと危な過ぎるというか間に合わないとか、そういう思いでこの質問をさせもろうてるわけなんです。

これ、事件事故があった後では、後悔しかないがですね。やっておけば良かったとか。そういう意味で、この重要性というか大事な部分をですね、町はどのぐらい想定しておるのか、ちょっとね、ちょっとじゃございません。不安になる部分があります。

課長の方も、これまでどおりの答弁で本当に残念な思いではありますが、現状のままでの対応ではね、私は不十分であると思っております。

町民の命と財産を守るのは、町の仕事でもあろうかと思います。町長も、最初に申し上げましたように町民福祉の向上、住民の安心安全。これはずっと言っておられるわけですので、早急にですね、各町の責務としてですね、再検討ならびに実施の方をお願いして、1 問目、終わりたいと思います。今後、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、カッコ2 と致しまして、中央道路、これ国道、県道、町道等への接続場所というか交差点や分かれ道ですね、防犯カメラ設置の必要性を強く感じる。

カメラによる追跡操作で事件事故の解決の報道がされ、また、全国各地で散見されております。早期対策の必要性を感じ、町の考え方、今後の方針、対策を問いたいと思います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

浅野議員の一般質問、防犯体制の確立についてのカッコ 2、主要道路への接続場所へのカメラ設置のご質問にお答え致します。

主要道路の接続場所等への防犯カメラ設置は、事件や事故の早期解決、あるいは抑止力として大変高い効果が期待できる反面、個人の行動記録という個人情報を広範囲に取得することになるため、より厳格なプライバシー保護の観点や、設置費、維持管理費等の財政負担、安全管理措置を講じるための人的リソース確保といった課題を慎重にクリアしていく必要がございます。

町と致しましては、リレー捜査等におけるその有用性を踏まえつつも、限られた財源の中で最大限の効果を発揮できるよう、費用対効果や運用体制について総合的に判断しなければならないと考えております。

そのため、今後の方向性としては、まずは警察等などの関係機関と地域の防犯、安全に関する情報を密に共有し、真に必要な場所について、ピンポイントな設置可能性を調査研究してまいります。

同時に、防犯体制の確立はカメラの設置だけに依存するものではなく、地域による見守り活動の活性化や、防犯灯の設置など、既存の施策を効果的に組み合わせることで、地域全体で犯罪を寄せ付けない安全安心のまちづくりを、引き続き推進してまいります。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

何と申しましょうか、1 問目と同じ答弁のようにお聞きしましたが。

何度も言いますけど、事件事故の早期解決においては、このカメラっていうのは本当に重要なポイントであろうかと思っております。そのことでですね、町民の命を守る、財産を守る。それにつながればやるべきことであって、それも早急にやるべきことであって、しかるべきじゃないかと自分は思っておりますが。

先ほど来、個人情報であるとか、予算の面とか、維持費も当然掛ろうかとは思いますが、もう命守るのにお金を掛けて怒る住民の方はいないと思いますね。町がこんだけ守ってくれているんだという感謝はされてもですね、こんなものにお金を掛けてっていう住民の方はまずいないと思っております。そういう意味も含めてですね、住民の命を守ることの最大の防衛力というか防護力だと自分は思っておりますので、今後においてもですね、もう少し重要だと受けとめていただけたらと思います。

そうでないと、もう本当、当初申し上げましたけれども、都会も田舎も今ないがですね。田舎でもいつ起こるか、事件が発生するのか分からないような、そういった現状もありますんでね、ぜひこのカメラ設置を広げていただけたらと思っております。そうでないと、本当住民の命を守る、難しいと思いますよ。

この2 番の質問にもあります、その各地区のですね主要な道路に設置をすれば、犯人というか、その行動がつぶさに把握できて、早期に解決は見られますよね。このことは、皆さん分かっておられると思うがですけど。

そういう意味も含めてですね、もう少し前向きな検討の方をですね、ぜひお願いしたいと思います。でないと、なかなか安心安全な町ですっていうたいはできないと思いますんで、その点はぜひお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけど、申しわけございません。早期の、もっとこう簡単でも早期な対策というか考えられませんか。

そういったことは検討できませんか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

これまでも計画的には設置を進めておりまして、現在、昨年度末で16台設置が完了しております。

主要道路接続等のご質問をいただきましたが、まずは最優先として、先ほどもお答えさせていただいたように、児童生徒の安全確保という観点で最優先であると考え、この子ども見守りカメラを計画的に実施をしている状況でございます。

これも繰り返しになりますが、真に必要な部分については関係機関等も確認をしながら、できる個所については詳細検討を進めていきたいと考えておりますし、これも繰り返しになりますが、防犯という観点で考えますと、犯罪を防ぐという意味がございます。そういうこともありますので、見守り活動であつたりとか防犯灯の設置といった施策を複合的に進めていくことで犯罪を寄せつけないと。そういったことが、防犯というふうになるのではないかと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

いろいろご事情はあろうかと思いますが、早期の実施いいですか、実行の方をお願いしたいと思います。

それと、一番私が言いたいのは抑止力になるっていう部分、これが大きいんじゃないかとも思いますので。黒潮町行ったらすぐに捕まるぞというふうな、そういった噂ではないですけど、至る所にカメラがあってもう、まあプライバシーうんぬん言われますけど、そういったこともね、現在の日本中の現状を見たときには大切なことだと思いますので、町として住民の命を守る行動いいですか、そういった対策の方をですね、ぜひお願いしたいと思います。

そういう思いで早期の対策に期待致しまして、カッコ2の質問を終えてカッコ3に移ります。

カッコ3と致しまして、個人及び事業者等に対する防犯カメラ設置への補助金制度の施行は行えないか。

現在、個人宅に保管された高級自家用車や事業所の資機材などの窃盗事件が全国で頻発していることもあり、画像が鮮明で、しかも安価な防犯カメラの市販もされております。

町民の方や事業者等への負担は少額で済むと思われ、町の考えと対応策を問うとしております。

今の質問要旨にもありますが、現在のは本当安価ですね、高性能なというか性能のいいカメラがね市販いろいろあるわけですが、されておるわけで。そういったことを考えると、町の予算への影響いいですか負担、小さいものになると思っております。その思いからの質問であります。

本当、これパンフレット見ても金額的にも5、6万であるとか、これ高い方ですけどね。5、6万とか2万5,000円ちょっととか、そういった金額のものもございましてね、それがスマホの方で画像を見られるとか、設定をして見られるとか、そういった便利なものもございしますので、そういったことも含めですね、答弁の方お願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

浅野議員の一般質問、防犯体制の確立についてのカッコ3、個人、事業者等に対する防犯カメラ設置への補助についてお答えを致します。

個人が設置する防犯カメラへの補助につきましては、公益性の観点もあり、現時点では町として補助制度を創設する予定はございません。

一方、事業者に対する補助制度につきましては、高知県警察が実施しております高知県街灯防犯カメラ等設置支援事業費補助金がございます。

補助要件として、設置目的が街頭犯罪の発生の抑止であること、撮影範囲の半分以上が公共空間であることとされておりますので、設置の目的によってはこうした補助事業を活用できる可能性はございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

県の補助事業があるってということなので、これぜひ導入していただけたらと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

今回のカッコ3の質問の趣旨ですが、ただ単に補助金を●ではなくて、住民の方一人一人の方にもね、考えていただきたい。事件事故への対策としてのカメラ導入、これもですね、考えていただきたいし、住民の方のご協力を得ないことにはできないことで。

例えば、個人宅に設置する場合には、当然近所の方、周りの方に、例えば車がちょっと心配だからカメラ設置しますとか相談ですよ。そのことによって、ご近所からのご理解も得られるんじゃないかと思います。中にはそれは、そんなもうずうっと見守りやなくて見られているようでは嫌であるとか、当然、そういった方もいろいろおられると思うわけですけど。その住民の方のご協力を得るという意味では広がりやすいっていうか、簡単ではないと思うがですけど。そういったことも広めていくことが、町内で全体を見守り、見渡すことができるんじゃないかと思っております。

やっぱり、この今回の質問の補助金というものがですね、住民の方への引き金になってですね、広がっていく、安心安全な町をつくるというその気持ち、これにつながっていくんじゃないかと思っておりますが、その点を課長、どういうふうに受けとめておりますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

補助の創設に伴って意識というご質問でありましたが、やっぱり啓発というのは大事だと思っておりますので、補助金という手段はいろいろあるかと思いますが、地域全体で安心安全なまちづくりといった機能をつくる必要があるとございますので、啓発の面では今後力を入れていきたいと思ひますし、有利な、活用できそうな補助金等があれば、それをご案内するということも当然必要なことだと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

今、課長が言っておられた、その有利な補助金制度とか、そういったものをよく研究していただいて、取り入れられるものがあれば早く、早期に取り入れていただきたいと思ひます。

ほんで、先ほどこのパンフレットで、安いつて言ったらあれですけど安価なものもあるというふうなことで

ご紹介はしましたが、ただ、何件か電器店さん回らしていただいたわけですけど、その中で、もしも補助が出るようになって申し込みが、もしもの話ですけんここでしていいのかどうかちょっと分かりませんが、もしも補助金の方が出るようやったらすぐにつけれるかっていうと、なかなかすぐにはちょっと対応は難しいっていうふうな声も当然ですね。今、特にエアコンであるとかそういったものも本当ばたばたいうか、忙しくされておりますんで、すぐにといいことにはならないようなんですが。

やっぱり先ほど来言ってます補助金制度が引き金というふうなこともあろうかと思いますが、今後の課題というふうなところに据えていただいて、ぜひですね、進めていただけたらと思いますので、今後の課題みたいなことでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後にですね、防犯カメラ設置による防犯体制の確立は黒潮町の責務であり、取り組まなければならない重要な課題ではないかと思っております。

それでは最後にですね、町長、そして教育長の方にですね、答弁というか思ひいうかを求めたいと思いますが。

今回の執行部の答弁に何かこう加味をされる事柄であるとか、そういったご自身の考えがございましたら、最後にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

防犯カメラの設置、防犯体制の確立について、いろんな視点からご質問をいただきました。

これまで、課室長、それから次長の方からご答弁があった内容と大きな齟齬（そご）はございません。

まず、幾つかございました視点について整理をさせていただきたいと思います。

まず1つ、抑止力でございます。

防犯カメラ設置による抑止力は一定効果があるというのは、自分たちも共通認識を持っているところです。

従いながらも、防犯カメラを設置するだけで完全に犯罪を抑止できるかということそうではないというのは、これも議員と同じ趣旨、共通認識ではないかなと思います。

従いまして、真に必要なところにはカメラを設置してまいります、そのカメラ設置だけに頼ることではなくて、ほかの防犯に資するような分野についても尽力をしていくと。つまり地域ぐるみであつたりとか、あるいは、先ほど室長が申し上げた啓発活動であつたりということでございます。

それから、もう一ついただきました視点、早期解決でございます。

この早期解決も、全くじゃあ防犯という視点で効果がないかということ、僕は決してそうではないと思いますけれども、その効果は一定、限定的であると考えています。

それからもう一つ、この早期解決ということでございましたら、一義的には警察の方でご準備いただくべき分野なのかなと、そんなふうにも思います。

しかしながら、一切地元自治体に責務がないとは思ってございませんので、何らか、恐らくいただけるご指導があるのではないかなと思いますので、警察の方と一度協議をさせていただきたいと思います。

それから最後に、もう一ついただきました視点、これは民意でございます。

自分はなかなか、ちょっとまだ民意が捉えられていないかも知れませんが、ご質問中にありました、至る所にカメラがあつてという環境をですね、果たして住民の皆さんの総意、ある意味民意がそこにあるのかと言われますと、自分はまだちょっと確認ができておりませんで、少し自分の肌感覚とはずれているのかなと、少し反省をしているところです。

いずれにしても、必要なところへは設置をしまいる方向に変わりはなく、さらに、ご質問の最大の趣旨であります防犯体制の確立、こちらにつきましてもあらゆる分野で尽力をしまいたいと思います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

教育の視点から、私の方から述べさせていただきます。

まず、教育委員会と致しましては、子どもの安全安心につきましてはですね、守り抜かなければならないという思いでございます。

その上で、現在、学校現場におきましては、さまざまな組織、そして個人の方でご協力いただいているところでございますが、それにつきましては今後もですね、お願いをしていかなければならない。そのように考えております。

そして、組織と致しまして、例えば学校運営協議会であったり、あるいは通学路の安全対策連絡協議会であったりという組織が組まれておりますが、そういったところもですね、ご意見を踏まえながら、教育委員会と致しましても適切に対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

浅野議員、発言、残り時間が3分になっておりますので。

2 番（浅野修一君）

もう、すぐ終わります。

町長、教育長、突然のご指名いますか、答弁の方、ありがとうございます。

いずれにしてもですね、こういった点、これから後悔しないような、そういった町としての施策の方を期待致しまして、今回の私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10 時 16 分

再 開 10 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それでは、通告によりまして質問を致します。

通告によりましてとは言いながら、少しですねびっくりしたことがございまして、関連しておりますので。

これはね、5月30日の高知新聞の1面トップ記事でございますが、県人口が5年で7パー減で、そして黒潮町、8,945人。男4,271人、女4,674人と、こういう国が行った国勢調査の速報値でございまして、今後さらに分析したものが出来まいると思いますが。

それとですね、令和8年1月1日現在の黒潮町の、これは住基人口でございまして、多分。これがですね、

9,648人。その差が700人ぐらい違いがあります。まさか9,000人を切るとは思っていなかったんですが、これには大変たまげたいと思いますかね、これはと思うてこの資料、速報値を見たわけです。

そして、この黒潮町の資料によりますと、今年の1月1日現在で、65歳以上の高齢化率が47.1パーセントでございます。

そこで、合併した新しい町ができたときの間近な議会でもですね、私この場で大変多くの先輩、先人が、朝は朝星夜は夜星、もう必死の思いで地域を支え、家族を支え、道路、港、堤防等々について建設してまいって、この黒潮町をつくったわけでございますが、ここへ来て急にですね、過疎高齢化真ただ中へ入り込んでおりまして、どういうふうにしてこの町を良くしていけるかということを私なりにも考えてきておったわけですが。

今回の質問の通告はですね、そういうご苦労された方々が、その多くが生活する上で困らないようにするために国もわが町も頑張っ取り組んではおりますが、しかしながらという部分がございますので、ここからです。質問へ入ってきますと、その1番目に、第10期介護計画について質問を致します。

現行の第9期計画において、中山間、人口減少地域では、サービスを維持すること自体が難しいという問題が顕在化しています。

令和9年度より、来年度ですね、第10期介護サービスが開始されますが、中山間、人口減少地域での課題を解決するためにどのような計画策定をするか。

まず問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは矢野議員の、どのような計画策定をするか問うのご質問にお答えします。

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、移り変わる環境の変化に対応しながら、高齢者がいつまでも安心して暮らすことができるよう、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進することとしております。

また、計画策定時には事業所調査を実施し、全事業所の介護サービスの継続は可能としておりましたが、令和6年度から事業所の廃止が続いております。

第10期高齢者福祉・介護保険事業計画を策定するために、昨年度にはニーズ調査を実施し、今年度は事業所調査を行うとともに、地域の高齢者の声を直接聞くために生活支援コーディネーターによる高齢者訪問を実施しているところです。

計画策定に当たりましては、7月ごろに国から基本指針が示される予定ですので、国の基本指針にのっとり、各調査による住民や事業所の意見を踏まえ、策定することとしております。

なお、国の方でも中山間、人口減少地域での地域の実情に応じた管理者や専門職の配置基準の緩和や1回当たりではなく、月単位の定額報酬となる包括的な評価の仕組みなどが検討されています。

このように、国においても中山間地域等で必要な対応について議論されていますので、国の動向に注視しながら検討をしてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

国の考え方、国の方針を注視しながらとありますが、もうね国が出したものに追わえて行きよったら、もう駄目ですよ。今まで、国が出したものの追わえてきてやった結果がこれや。だから、国の先回りせないかん。

それは、黒潮町にとって都合のええように。都合のいいというのは、高齢者等が生活しやすいような条件を整えるためには、黒潮町の実態を国当局に提言する必要があると思います。

全国的な平均値を出されてよね、国から。何でこの過疎、辺地、へき地、中山間といわれゆうところのことがどればあ国策に反映されるのか、私はね、はなはだ疑問ですよこれは。

ほかの施策、例えば農水省の土地改良見ててもですね、高知県とか我々のこのおる地域というのは大体において国が定めた基準には乗らん、乗りがたい。どうするか。

最近では、中山間とか何とかいうて、勾配が20パーセント越えたら中山間として特例措置をつくって、地域の方々が生活がしやすいようなことを考えてくれゆう。これはね、待ちよったらいけませんよ。国のすることを。現に困っちゃう。私、3月議会でもね質問したのは、あったかとデイとを一緒にできませんかという質問をしちゅうがですよ。それはね、国の動向に注視しという答弁ですよ。そのときも。3月も。今回もおんなし答弁じゃけんどね。注視。私は注視言うて発音しますよ。注視。国が注視したい、難しいこと言いゆう。

この私たちの地域にとって過疎、辺地にね、まともに正面から本則で決めていってもらえるようなことがどれだけできておるのか。私は福祉の、このことはねあんまり詳しくないけれどもね、町内で生活されゆう方々を拝見するときに、これはこれでええことやろかと、そのように思いよりますよ。

一番は、車が発達してですね、車社会をつくってしもうた。大変この車社会は便利でええ。こればあええものはない思いました。しかし、ここへ来て過日も、1日30時間ぐらいのつもりで働いてもばりばりの疲れのない人やったけれども、ここへ来て免許を返納したと。すると、後の生活が困るわけですね。そういう方がだんだん増えていきゆう。

ほんで私、ここにおる皆さんも20年したら今より20歳年がいく。60の人は20年したら80になる。80の人は20年したら100になる。そういう現実が、刻々とあるわけですね。それらを踏まえて、国がどういうことをやりゆうか私にはよう分からんけど、この前来たときにも、何か変な調査もんがきましたね。あれもね、よい質問が妙に分かりにくいし、答えようがないなあと思うて悩んだことです。多分、うちの黒潮町のような実態が分からない方が、あの設問を作っちゃう。私はそう思うた。だから、黒潮町が困っても、あれをまとめて集約して、これが国民の声ですよというて言われてもよね、黒潮町にどれだけ生活に、足腰が弱って生活されゆう人がどれだけ喜べるのか、はなはだ疑問ですね。今回についてはですね、少し遅いとは思いますが、まあこれはええと思いますよ。ほんで、5月27日付で地域高齢者訪問事業についてご案内ということで、これは野村課長からの文章ですが、町長の決済の上で来ちゅうもんでありますので、これNP0しいのみに頼んで町内の高齢者世帯を訪問し住まい、生活支援介護予防に関することなど聞き取り致しますと。ほんでね、来てくれる方もいいですよ。若いパリパリした方で素晴らしい人やと思うけど、計画策定するについて、やはり本当に体が不自由で困る、運転免許がないき困る、単身高齢とか、そういったことの聞き取りですのね、これはそのときに元気な人がそのまま聞いていくと、弱い立場の人、足腰とか高齢、独居とかいう方々もなかなかね返事がしにくい点が、僕はねだいぶありやあせんろうかと。そういうことをね考えよります。

で、この人らあに対して行ったから終わりでなしに、集約したものをまたあったかなど、そういった組織がございますので、そういった場でさらに検討していただきたいと思うて、まあ考えております。

で、ここの質問の分はですね、だから、注視するという、前回のときも注視するやった。前回から3月たってますわね。何か変わったところございせんか。この注視するということですので、何が変わったのか。この前の資料見よってもですね、まあこれは難しいことじゃよ思うて見よったら、基準ですか。この10期改革で検討される中山間・人口減少地域の介護サービス確保の方向性、既存制度の限界と特例介護サービスの新たな類型の検討状況。それから、8年度から始まる実態把握、県と市町村の連携スケジュールとか。

こういったことがあるようでございますが、現在、どのようなことが検討されておるのか。

その点、概要をちょっと答えてくれますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

3 月たって何がされているかということですが、現在、国の方でもいろいろ部会がありまして、その中で議論をされております。その結果が、私どもの方に情報としては下りてきております。

その中で例えば、先ほど答弁でも申しましたが、中山間・人口減少地域での地域の実態に応じた配置基準、先ほど議員もおっしゃられましたが、そういう配置基準や包括的な評価の仕組みにまで、1 回当たりってというのが、例えば月当たりってような評価の方法なども今検討しております。

ただ、これにつきましては詳細をまだ示されておりませんので、具体的に内容がどういうものかということはお答えはできないんですが、7 月になりましたらこの基本指針の提案が届くようになっておりますので、そちらの方を確認しながら、また、さっき議員もおっしゃられたように国の言うことだけを聞くのではなく、今行っている調査、それから先に行われました調査の結果等を踏まえながら、黒潮町に何が必要なのかというのを考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

黒潮町としても、さまざまなことを考えて取り組むというお話でございますが。

ここのね、私も見て、この町の条例を見ても地域密着型通所介護の関する条例がございますが、60 条以下ですが、このへんをいっぱいこうぐダグダグダグダ書いては難しいことを、読めんよまあ小さい字で、ちょっと視力が悪いもんで申しわけないがやけど。その後ですか、2 項なりますかね。2 項以下で読み替え言いますかね、ただし、この場合には1 と数えてもいいですよという、そういう文もあって、これ例外規定ですか。例外いうか運用規定いうか、よう分からんがやけど。そういうふうに、なやしを作ちゅうわけですね。これは条例でありますので、黒潮町が決めたことです。

で、こういった文をですね、私は活用いうか、これからも黒潮町として国のレベルにはそのまま持っていくというのは難しいので、基準いうものは僕はハイレベルなと思うちゅう。出てくる基準が。

だから、黒潮町のような過疎高齢化、へき地、中山間といわれるところについては、例外規定を多くつくってもらうようなことを提言してもらいたいわけですが、私の考えてるのは、例外規定を。本則上に例外を言う必要もない。国の規則とか、運用、通達もございますので。そこで、何とか黒潮町でご苦労されて頑張ってきた方たちが、それほど苦しい思いをせんでも何とか生活ができるようにならんのか、いうことを考えておるわけです。で、最終的には条例で決める部分もございますので、できればこの条例で例外措置なり、あるいは町長が特に認める場合はこうであるよというようなものを制度化していただいてですね、高齢者の不安を少しでも取り除いてもらいたいわけです。

それですよ、前回も言いましたけどこのデイサービスとあったかと、現在、現場はそのあったかで高齢者の方も、介護保険の適用になれる方も楽しく生活できておる部分もございますが、それを併合してですね、あったかと通所作業のデイを併合して、そこで高齢者の方が日々楽しく暮らせるいう、その仕組みづくりをお願い

いしたいがです。

いかがですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

まず、先ほどの特例事項につきましてですが、現在行っている特例というか基準をちょっと緩和した部分につきましても、国の特定地域サービスというふうに国の中で定められた範囲の中で定めております。

なので、自由に作れるものではなくて一定国の基準、それから、もちろんその後県が条例作成しますので、その条例に沿って市町村で条例を定めるといった形になっておりますので、今現在も配置基準については検討されておりますので、そちらの方を確認しながら、うちの状態と合わせながら検討してまいりたいと思います。

それから、続いてデイサービスとあったか事業の併合につきましてですが、そちらの方につきましても今国の方では、そういった新しい形というのを検討しております。

まだ詳細は示されておられませんので、例えば補助金の関係がどうなるのかとか、そういったものについては見えてはおりませんが、こちらの方もまた情報が来ましたら内容を確認しながら、今うちで行っているあったか事業や、それによって枠組みがされることで動きにくくなる場合もありますので、そういったことなどまた補助金の関係なども確認しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

あのね、課長の言いゆうことは現状がこうであるという話をしゅうわけよ。私はそれの前を言いゆうがですよ。

物事が決まってからやるのがそら執行機関の仕事やけど、ここ一般質問。政治の場よ。議事をしゅうがやき。国民、住民が困ったということをここで町長と話をしゅうわけやから。困らんようにしてくださいということを訴えゆうわけよ。決まってからやりますということはこれはね、私、ここで言う一般質問の議事のやり取りというのはちょっとおかしいと思う。そやなしに、だからさっき言ったのよ、国に対して建議していただきたい。制度が決まるまでに、こちらが動きやすい、高齢者が生活しやすいようなことを考えて政策提言をしていただきたいということを訴えゆうわけで、その政策提言をしていただけますかというこの質問ですよ、要は。

だからそのへんをね、あったかとデイの分も、あれかまんいうて国が決めたらかまんなるわけよ。今はそれはできがたいという条件にあるには、そういう縛りがあって法律があってできんいうがやったら、そこを変えたらええ。変えるにはどうするか。●●言うまでもないと思うで。規則あたりでよ、変えられると思う。そんな難しい話やない。簡単なことよ。それも多くの、これは 65 歳以上の人が 50 パーセント近くですよ。これ 55 歳以上、これも 63 パーセントのこのわが町ながですよ。いくら元気な若い人でもね、必ず年がいく。だから、その国が物事を決める前にこちらの声を届けて、何とかお年寄りが楽しく生活できるような仕組みをつくってくださいということを国当局に、どこで決めゆうか分かりませんよ。厚労省が担当しちゅうと思いますけど、そちらへ提言していただけませんかと。法律ができるまでの話をしゅうわけですので、そのへんをご答弁いただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

課長も答弁しましたとおり、今、中山間地あるいは人口減少地域での介護サービスをどう維持していくのかということ、国でご検討いただいています。具体的にはですね、これもこれまでもご紹介してまいりましたが、社会保障審議会の中の介護給付費分科会というところで積極的にご議論いただいていると。

その中で、ご心配になっておられる中山間の実情、特に黒潮町の実情ですね。それをその審議会に提言ができるか。恐らく権限としては、審議会に直接提言するということはちょっと無理かなあと。ただし、いろんなルートはあろうかと思います。

ただ、ご議論いただいている内容の中身が、自分たちが最もこう懸念していた事項がしっかりと話し合われているというのは事実です。大きく分けまして、給付事業の中で人員配置の件、それから介護報酬の包括的な枠組み。こちらが自分たちが最も懸念をしていて、ここがクリアできていないから中山間地あるいは人口減少地域での、例えばデイサービスが維持できないんだと自分たちが最大懸念をしていたことが、しっかりと話し合われていると。その懸念事項というのは、まさにデイサービスのこぶしが閉じた理由でもありますし、例えばですね、来年度から10期が走りますが現在9期で介護保険事業計画が走っています。8期のときの事業所に対する調査ですね、それから9期のときにかけての事業所に対する調査。優位的な差があったところで、どのようなところがあるのか。つまり、8期の調査のときよりも悪化していると事業所が感じているところはどこにあるのかというのは、例えば経営資金の不足ですね。あるいは人が集まらない、あるいは介護報酬が実情に見合っていない。つまり、こういう経営資源的なことが問題であって今の経営圧迫が起こっていて、その影響として閉鎖せざるを得ないと。こういうことになっています。この理由をしっかりと分科会の方でお話し合いをいただいておりますので、今のところは注視するというで僕は結構だと思っています。

もう一つ加えて言いますと、何かがなってからじゃ遅いっておっしゃられる指摘はご最もだと思いますが、給付事業以外にも地域支援事業の枠組みでも少し検討いただいておりますが、これをざっくり言いますと、15年たって国がやっと黒潮町に迫いついてきたっていうことを、今話し合われています。なので、自分たちは先ある意味行していろんな手を打ってきておりますので、そこで部分的な齟齬（そご）が出るか分かりませんが、大きな方向性としては今のままで僕はそんなに狂いはないのかなと思います。

ただ、話し合われている内容の中にはですね、ご意見としてはちょっと制約がかかるかもしれないような委員の発言等々もございますので、そちらの方は注視しながら、もしそういう方向性になるかもしれないということになりますと自分もしっかりとそうではないということお訴えもしますし、政治力を使ってある意味ちょっと影響も与えさせていただきたいなとそのように思っていますが、いずれにしても、今の社会保障審議会の議論というのは間もなく閉じる、まあ年内におおむね数字が見えると思いますので、それから本格的に自分たちの方でカスタマイズさせていただいて、自分たちの地域でこう配置する給付事業であったり地域支援事業であったりの全体の絵を少し、もう一回見直してみたいと思います。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

私の質問についてはただ今町長が答弁いただきましたので、まあそれで良かったというふうに考えております。

で、この問題につきましてはね先ほどから何回も言いますけど、皆さん必ず年がいく。間違いなく年が

く。そのときに、わがこととして困らんようなことを執行機関でおるときにやっちょからったら、本当に困りますよこれ。本当にね、なんぼ仕事してもこたわん、疲れんという人も、昨日話した段階では免許証を返す。後の生活が困った。どうなるろうかと言いつう。しかも、こうへき地、辺地、離れて点在していますのでね、不安ながですよ毎日が。で、私が前から訴えております疑似体験。身体が不自由な状態にして、ほんまに疑似体験やりよりますかと。こういったことをやっていただいた上で、この次の計画にはよね取り掛かることを私は願っております。

町長からは答弁いただきましたのでくどくど言うこともございませんけれども、住民の声をね、今は届けられてもらいました。

次へ移ります。

2 番のですね、災害対策についてでございます。

カッコ 1 の、伊与木川の増水時に人家などへの浸水対策のため、河川の土砂災害を取り除きその効果が上がっていますが、今年度以降、中流域の対策にどのように取り組むか問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

矢野議員の、伊与木川の浸水対策について問うについてお答えを致します。

伊与木川は高知県が管理する 2 級河川で、河川延長は約 18 キロとなります。

本年度も例年同様、伊与木川における維持管理について、5 月に高知県議会産業振興土木委員会に対し、護岸についてのかさ上げや河川断面の検証、流下阻害の原因についての調査及び有効な河川改修を行うとともに、堆積土砂の取り除き等適切な維持管理に努めていただくよう、支援をお願いし要望書を提出しています。

また、7 月に高知県に対して要望書の提出を予定しており、その後、現地にて現状の確認をお願いする予定となっています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

今の答弁は現地で県当局にお願いするということですけど、その要望書に何が書かれておるか私には分かりませんが。現地で何を要望するのか、それはちょっと分かりませんね。今の答弁では。

だから、具体的に私の方から言いますと、前からも言っておるんだけど藤縄の農業用に造った堰（せき）がございまして、その改善、改良言いますか、堰（せき）の拡幅して一定水量からもう上へ上がらんようにしないと、周辺の人家への浸水がもうそこまで来ております。庭先まで来る状態ですので。それから、その上流ですね、熊井、伊与喜、不破原へかけても同じような、一定の成果上がりました、おかげで。砂利の撤去のおかげで。

ただ、もう一つおもしろいのは、ここらの潮の干満の影響をもろに受けまして、その問題もございまして、これを拡幅してそのままそれはどうやろかよう分かりませんが、ただ、堰（せき）を少し広げることによって、そこで生活されゆう方の心が少しでも安らかになるのではないかなと。それをやった後で満潮時のことは考えていくというようなことが必要であろうかと思いますが、このことについてどのようにお考えですか。

土木の方にはお願いせないかんことは分かちよりますが、中身、どこをどのように現場で説明がされるのか。答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

県への要望の内容と、あと、今年県が実施する工事について説明させていただきます。

本年度の県の予定としましては、中流域の黒ノ川地区においての河川断面の拡幅及び護岸の補強、また、一部堆積土砂の撤去と伺っております。

その他の今年度の県の予定については、先ほど回答しました要望書の現地調査の結果で、県の方と協議を進めていく予定であります。

また、藤縄地区の堰（せき）の改修につきましては、これまでも堰（せき）を可動堰（かどうせき）にしてほしいという高知県に要望をしまいいりました。

堰（せき）の管理は受益者が行うものであり、改修費用についても管理していく受益者の方で検討してくださいとの回答がありましたが、費用の面でも多額になることが予想されることから、現状困難であると考えております。

堰（せき）の可動化等についての補助について、今後もまた検討していきたいと考えております。

そして、堰（せき）の撤去または統合することについても、取水方法をポンプ等へ変更するという点についてもこれまでも検討しておりますが、今後もまたそこについては検討していきたいと思っております。

今後、高知県へ要望する内容としましては、これまでも単域的な改修計画等は行ってきましたが、広域的、長い区間についての改修等も行っていないと聞いております。

長い区間の改修計画を行うことによって、今の堰（せき）の改修が効果的なのか、また、堤防のかさ上げが必要なのか、護岸の補強が必要なのか。その事についても、今後検討、協議していきたいと考えています。

以上で終わります。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

費用負担の件はね、費用負担を求めることができるですき、首長さんは受益者に対しては。ほんで、あれは元々稲作するため、江戸時代からあるようなものですので、年貢米を収めらったら大変ひどいお仕置きがありましたので、否応なしにあれを作って年貢米を収める。下流の田んぼの食べるものですのでね。

現在においては、田んぼもありますが、日常の生活のために排水をそれで処理しう場合もあります。また、火災対策のためにその水を活用する場合もございますので、受益の範囲をどのように判断していくのかは、これは今度ら政治判断に係ろうかと思っておりますので、やはりこれからはですね、前向きに取り組んでいただけるような答弁でございますので、それらを含めて一緒に取り組んでいただくことを求めて、次のカッコの2 番へ移ります。

砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事などが未了の地区があります。

住民の命を守るため、どのように取り組むか問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

矢野議員の、砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事等にどのように取り組むかについてお答えを致します。

砂防事業とは、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流域に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを目的としています。

土砂災害のうち、土石流からの県民の命や公共施設などを守ることが目的であり、砂防堰堤（さぼうえんてい）などの砂防設備の整備を促進するものです。

事業は県が行います。

急傾斜地崩壊対策事業とは、急傾斜地崩壊防止対策施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、民生の安定と国土の保全に資することを目的としています。

土砂災害のうち、がけ崩れから県民の命や公共施設などを守ることが目的であり、擁壁工などの急傾施設の整備を促進する事業です。

事業は本来、土地所有者が行うべきものを県が土地所有者から施工要望書を受け取り、所有者に代わって工事を行う事業です。

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業ともに土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに基礎調査を行うこととなっており、地形改変箇所及び施設整備箇所等において追加指定や区域の見直しを実施することとなっています。

砂防工事の未了箇所につきましては、高知県が再調査を行い事業の優先度を含め進めているとのこと。

急傾斜地崩壊対策工事につきましては、現在、拳ノ川長瀬地区において事業を行っております。

また、新たに令和9年度より避難施設に隣接する箇所について、急傾事業の要望を行っているところです。

個人の住民の皆さまの住家については、住民からの要望があり次第、県に要望を行い進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

黒潮町が施行になり20年ですが、町内国道、県道、町道から、人家の裏側、背後を見るとですね、大体集団的にできておる場所と、集団が、集団というのは集落と言うんです。集落を指してますけど。ありながら、なぜか防災対策のための急傾工事ができていないところが現にあるわけですね。それはもう道から見たら分かる話です。

で、それらはやはり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というものを国が作ってくれちゃうわけですので、これはやはりね、住民の生命、財産を守っていくというのはね、執行機関じゃないとできませんね。この法の趣旨はそういうこと。だから、見たら分かりますので、道から。ここらあたりは地元は反対しちゃうがじゃろうか、嫌やおか、やったらこんなええ法律もございませうかというこの呼び掛けをですね、やらないところには私はすべきであろうと考えますが、その点について町はどのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

再質問にお答え致します。

急傾斜地事業は個人負担もあることから、これまでは住民からの要望があつて県に要望しておりました。

しかし、今後は住民への周知方法について今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

周知方法を検討するということでございますので、しっかりですね、住民が分かりやすいような周知をすることを願ひまして、次へ移ります。

3 番です。町道安全対策についてでございます。

カッコ 1 の、辺地などの町道ののり面保護工事などが未了のため、雨、風などによる落石が車両のタイヤを破損する事例があります。

安全対策のため、落下した小石などを取り除く作業を地域の方に委託などできないか問ひます。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

矢野議員の、雨、風等により落下した小石等を取り除く作業を地域の方に委託等ができないか。についてお答えを致します。

町道管理者としまして、道路施設の健全度を良好な状態に保ち、地域住民の日常生活の安全性や利便性の向上、快適な生活環境を確保することは責務であります。

鈴地区においては、町道ののり面保護の工事を現在計画しています。現在は未了のため、雨風等による落石があり住民の皆さまへご迷惑をお掛けしています。

町道の維持管理の主な作業は、路面清掃、草刈り、立木の高刈り、側溝清掃があり、日々計画を立て実施しています。

作業の体制ですが、基本的には会計年度任用職員、いわゆる直営作業にて作業を行っていますが、大規模な崩土及び倒木については、建設会社等へ復旧を依頼する場合があります。

また、一部の町道の草刈りについては 29 地区、土砂の撤去については 1 地区と委託契約を結び、地域に町道の維持管理作業をお願いしています。

異常気象等における大雨等による崩土等においては、崩土個所が数カ所または広範囲になる場合もあり、復旧作業に時間を要し、住民の皆さまへご不便をお掛けすることもあります。

今後も地域の状況及び作業の状況を見ながら、地域への委託について検討してまいります。その際はご協力願ひます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

実はこれ、私通告書を送ったのは 5 月 25 日でございます、昨日いいますか 2 日の夜来た台風の前にこれ通告書を送っちゃりまして、従いましてですね、台風の来た日のあくる日にこの道、荷稻鈴線でございます。見に行ったところが、とてもじゃないが話にならない状態。それは道の上に、もう布団のようになって枝、葉っぱ、ヒノキ、スギ、そういったものの枝、石。

それから大きな木がですね、道路の方へグーッと乗り出してきて通れない状態。そういったもんがいっぱいありましてね、私は実は午前中には行ってない。午前中に多分それ通れるように切ってはいいただいております。けど、路面に落ちた状態というのはそら布団のような状態、葉っぱ、枝。

で、そういうものはですね、やはりこれ地域の方であればもっと早く何とか撤去の作業に取り掛かれるもの

ではないかなあと。私が行くまでに、ずうっと横たわっておる木というのは切って幅員は確保していただい
てはありましたよ、確かに。それも大変な作業やと思います。ただ、下に落ちてるものとか、横たわってるもの
が車へバンバン当たってですね、こりゃあ。私が行ったのはぼろい軽四のトラックでございまして、少々傷も
うがどうしようかかまんようなもんですけど、これ釣り客などがよそからお見えのときですね、これ知らずに
入っていったら、行くことも帰ることもできんような状態になりかねん、というように私は考えました。ほん
で、今の車いうのは大変高いですね。車自体も高い。ただ、車高が低うて、タイヤも大変、金額的に高い。こ
ういったことがありますとね、観光客いうのはだいぶこら減るんやないかなあと。修理代は全部どうなるろう
かいうて、もう考えましたね私は。

その中でもですね、地域の方の声によりますと、平素、善意でもってその道路の石、落石等をきれいに取り
除いていただきゆう方が、その作業に行ったときに自分の車をパンクさした。それまた修理に持っていくと。
修理に持っていて今度帰ってきたら、直して帰ってきてまた作業に行ったら、またパンクさしたと。おんなし
日に、おんなし作業するために二度もパンクをされたということも聞きました。で、私は直接ご本人にはお会
いしてないけれども、これは大変なことやなあというように考えております。それが現地の実情ですわね。

で、一日も早くまず取り除いていただくということが肝要かと考えておりますので、このことを地域の方に委
託含めて取り組みしたいということでございますので、それはその旨答弁をお聞きし、了解と致します。

カッコ2番のですね、辺地の町道荷稻鈴線は、南海トラフ地震があるときの避難道路でもあります。

この道は集落から北へ伸びておりますので、海からだんだん遠ざかっていくわけですね。もう一本ある道は
海に平行しております。だから、津波から逃げるにはこの道がいいのではないかなあと私なりに考えるわけ
ですが、そのためにですね、通行が確保されていることが必要ではありますね。

まだバラバラバラバラ落ちてきて、前々回ですかね、補償。専決の180条同様、専決の報告もいただいてお
りますが、それ最近2回ほどありましたね。

で、そういったことが現実としてあるわけですので、こののり面などを緊急に改善するための取り組みです
ね。それを質問致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

矢野議員の、辺地の町道荷稻鈴線ののり面等を緊急に改善するための取り組みについてお答えを致します。

南海トラフ地震の際、町道荷稻鈴線は、高台への避難道路として特に重要な町道となります。

また、本町道は工事改良の計画があります。

計画としまして、本年度測量設計委託業務を実施し、来年度から用地買収を進め、順次工事を実施する予定
であります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それはどのような工法で、延長は1年で全部済ます予定の意欲ある計画ですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

再質問にお答え致します。

まずは工事の内容なんですけど、今年設計委託業務にて、のり面をどのような工法で施工するかについては、今年の設計業務の成果によります。

そして、場所としましては、県道中土佐佐賀線から鈴方面へ約1.7キロの地点を起点とし、そこから測量設計、そして、延長1.2キロメートル区間を測量設計する予定でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それで、全線安全な道路になりますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

荷稻鈴線につきましては、詳細な数字自体は分からないんですが、恐らく約3キロぐらいあると思います。その中の1.2キロメートル区間の今回は設計委託業務でして、その区間におきましては、今年の委託でまた工事をすれば健全な道路となりますが、残りの区間につきましてはまだ斜面が残っておりますので、引き続き調査の方は進めたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

これ避難道路ですのでね、この道はどうしても夕方など運転がちょっと心配になられた方も、どうしても鈴の方であれば買い物帰り、病院帰り等々ございまして、外側線もない、片側が落ち込んだような部分もございします。100メートルほど。

そういったところも踏まえてですね、それほど難しいことではございませんので。白線なんかやっていたら、夜そこが分かりやすいわけですね。で、そういうことも踏まえて、設計を待たずともできることもありますので、それらはですね、ぜひ。辺地でございますのでね、道路そのものは第1種町道ですよ。1種と名が付くがはここだけ。ぜひですね、皆さんが、さすが1種。あ、1級か1級町道ですね。さすが1級町道は通りよいねと。観光客も来よいきねと。あそこは消防車も通りよいねと。消防車も1台4,000万する。今は買えば。

そういったようなことがございますので、ぜひですね、地域の方々の暮らしを守っていただくことを期待しまして、私の質問これで終わります。

議長（中島一郎君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

次の質問者、山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

ゴイサギ等の被害対策について質問致します。

地球温暖化の影響もあり、近年、黒潮町でもゴイサギや川鵜が急激に増えています。

ゴイサギは水稻（すいとう）を踏み倒したり、鳴き声による騒音やふん尿、悪臭の被害を発生し、農作物や

水産業にも被害を与え、自然環境にも悪影響を及ぼしております。

これ以上被害が増大することは、住民の生活にも影響が出るので、今後これらの野鳥が増殖することを抑制する対策が必要と思われるので、質問をするものです。

自然界の中で生息する動物や野鳥に対する被害対策は大変であることは承知しております。

佐賀地域の水神坂では、10 年くらい前から、伊与木川の両岸、左岸は国道 56 号線沿いの樹木、右岸は坂折親水公園の竹林にゴイサギが営巣を始め、5 年くらい前から川鵜も住み付いて、現在は 100 羽前後が生息していると思われます。

ゴイサギは大型の潜水性水鳥で、魚やカエル、ザリガニ等を捕食し、集団でコロニーをつくり繁殖します。

もともと、人間と動物、野鳥が共生することは理想であります。

しかし、現実の動物の世界では、アメリカのサバンナを中心に、ライオン等肉食動物がキリンの種類や馬、牛類の草食動物を襲って生きている弱肉強食世界であります。人間も、飼育した牛、豚、馬、鶏等の命を頂いて食べ、海の魚も貴重な食料として生活しているわけで、矛盾点もあります。

日本では、戦後の食糧増産と農林政策を推進し、人間が山に入る機会が多かったため、動物や鳥が人里に出没することは少なかったわけですが、現在は減反政策や建築様式の変化により、あるいは人口減もあって、農林業の一次産業が著しく衰退した状態です。

このため、耕作放棄地が増大し、イノシシやシカ、ニホンザル、ハクビシン、クマが人里に出現し、農作物や人間に危害を与えるようになり、これらの動物を行政が主体となって駆除する時代となっています。

野鳥類も、気候変動に関連して近年、黒潮町でも多種多様な種類のものが見られるようになりました。

もともと、カラスとヒヨドリは柑橘類を中心に被害を与えていましたが、現在はゴイサギや川、海の鵜も、害鳥の部類に入っていると思われます。

鳥獣保護法では、許可なく捕獲、殺処分することは原則禁止されておりますが、追い払いや巣を作らせない環境づくりの駆除対策を必要と思い、質問するものです。

1 回目の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、山本議員のカッコ 1、ゴイサギや川鵜が急激に増えている。野鳥が増殖することを抑制する対策についてのご質問にお答えします。

町内河川、特に佐賀地区伊与木川下流域に生息する鳥サギ類につきましては、ダイサギやアオサギ、ゴイサギを主とし、河川区域内の竹藪や国道 56 号線の周辺樹木におきまして、コロニー、いわゆるサギ山を形成し、集団での捕食活動を行っております。

議員ご質問における鳥獣被害状況につきましては、本年 5 月 8 日に開催されました黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会総会におきましても、ダイサギやゴイサギ、川鵜における当該地区農作物への被害状況が報告されております。

また、二級河川伊与木川の状況につきましても、サギ類のコロニー周辺では小魚やアユが目視できない状況であり、サギ類に加え、川鵜による魚類の捕食も含め、一定の水産資源への影響が生じているものと捉えております。

今後、本件における対策につきましては、本年度より 3 カ年計画での取り組みを進めております黒潮町鳥獣被害防止計画に基づき組織される、鳥獣被害防止対策実施隊の皆さまのご意見、ご協力を仰ぎながら、本件に

おける被害防止対策の方向性を定めてまいります。

なお、佐賀地区市街地周辺の大部分は鳥獣保護区に指定をされており、区域内では原則として狩猟による鳥獣の捕獲が禁止されるなど、法令上の一定の制約がございます。

こうした状況を踏まえ、今後とも地域の関係者や鳥獣被害防止対策実施隊の皆さまの助言をいただきながら、地域の実情に即した実効性のある対策について、具体となる検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

ただ今、課長からいただいた答弁の中で私も同感ですが、最近の伊与木川やその支流ではですね、私もよく見るんですけども、大型魚のコイとかナマズ、イダ等は地上からも見られますが、ハヤとかアユ、ゴリ、テナガエビ等の小魚類は相当減少していると思われます。

運輸によるモジヤコへの被害も含めて、水産資源への影響が心配されております。

ゴイサギは水稻（すいとう）を踏み倒したり、鳴き声による騒音、ギャーという非常に大きな、●●な声を出しますが、騒音、それからふん尿の悪臭等、これは飛びもってふんをします、大きなふんを。そういう被害も発生してます。

これに対し、本年より3カ年計画で取り組みを進めていくとの現在の答弁いただきましたが、実効性のある対策について検討中のものがあれば、回答願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山本牧夫議員の再質問にお答えします。

具体的な鳥害対策につきましては、今後の検討課題ではございますが、現時点ではサギ類の追い払いや巣の管理、コロニー周辺の樹木、竹林の整備などが対策の選択肢として考えております。

現地におきましては国道沿線でもあり、車両交通も多く、伊与木川の河川区域や坂折公園区域に隣接するなど、関係法令や施設管理上の制約がございます。

このため、追い払い対策をするに当たりまして安全面への十分な配慮も必要であり、容易に実施できる環境ではございません。

今後は、こうした現地の特性や各種法令上の制約を踏まえながら、実効性のある対策について、個別具体的に検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

確かに今答弁がありましたように、いろいろ自然環境が相手の中での作業となりますので、そういう鳥獣類の保護の法律とか、あるいは幡多土木とか県、国交省、そういうものとの連絡性も必要で困難性はあると思います。

ただ、このまま放置するわけにもいきませんので、今答弁の内容にありましたように、コロニー周辺の樹木、竹林の環境を変えるということは、伐採により巣づくりをさせないということだろうと思います。

川竹も非常にあこは背が高いですので困難性もありますけれども、関係機関と協議して検討してほしいと思います。

それから、いろいろ調べてみましたら、あるところでは、卵のときにそれを揺すって川へ落としてやるという方法もあるようですが、これはちょっと鳥獣保護法の許可が要るようですので、まあこれらも一つの方法かと思います。

私の記憶では、5、6年前に、国道56号線の水神坂の辺りに非常に樹木が茂っておりまして、相当数のゴイサギが巣を作って繁殖していました。

国交省がこの樹木を伐採しまして、その後、一定期間ゴイサギがいなくなった時期があります。これは大変効果があったと思います。

現在、この場所の樹木がまた復元しまして、その下側にも新たな一つの樹木の山といいますかエリアがありまして、そこに相当数のゴイサギが生息して、なおかつ対岸の川竹のところにもたくさん、川鶉とともに繁殖しているというのが現状でありますので、できれば国交省にお願いをしてですね、視距改良等で国道56号線の現在ある樹木をちょっと伐開していただければ相当、一定期間効果はあると思いますが、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山本牧夫議員の再質問にお答えします。

私の方の記憶でも、平成30年、31年あたりに、国道の維持管理視距改良の関係で1回伐採があったことは承知をしております。

今回、当該場所がそういった鳥類の巣となっているということも一つの理由とはなると思いますが、基本的に国土交通省さんの部分につきましては、当然、現在ちょっと視界も悪い状況がありますので、そこを踏まえた中でのお話。こういったところをまず取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4番（山本牧夫君）

いろいろありますけれども、関係機関と協議を踏まえまして何らかの対策を講ずる必要もありますので、取りあえず視距改良のお願いしてほしいと思います。

前向きな答弁いただきましたので、これを期待して、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11 時 41 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

それでは、早速ですが通告書に基づきまして、2問ほど質問させていただきます。

まず1問目に、チーム担任制の導入はということ。

恐らく当町ではまだ導入されていないと思いますが、このチーム担任制、複数担任制とは、学級担任を1人に固定せず、複数の教員がチームとして学年や学級の運営、学習指導、生徒指導を分担、協働する仕組みで、1人の教員に掛かる重圧や業務負担を軽減し、子どもたちを多角的な視点で見守る教育手法として、現在、教員不足や長時間労働、不登校などの複雑化する課題への対応策として、文部科学省が推進する教科担任制と組み合わせられ、全国の小中学校を中心に導入校が広がっているそうです。これは学校における働き方改革だともいわれています。

ただ、これにはメリットもデメリットもあり、一例を挙げれば、子ども、保護者側からのメリットとして、特定の先生と合わなくても相談できる逃げ場ができる。多角的な視点で手厚く見守ってもらえるなどがあり、デメリットとしては、自分の担任は誰かが分かりにくくなるなどがあり、誰に相談していいか迷うなどの混乱を招く恐れがある。

また、教員側のメリットとしては、悩みや業務を分担でき、孤立感を解消できる、休暇が取りやすくなり働きやすさが向上する、などがあります。

デメリットとしては、教員間で情報共有が不足すると指導の漏れが生じやすい、チーム内の連携調整や意思疎通に時間がかかるなどの課題がある、ということなどがあります。

しかし、これらのことを考えると、このチーム担任制を取り入れてみるのも一つの方法ではないかと思っておりますが、それについて当町の現状と課題をお聞きます。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは、吉尾議員のご質問にお答えを致します。

現在、黒潮町ではチーム担任制は導入をしておりません。また、本町の小中学校は比較的小規模であり、教職員数も限られておることから、現時点での導入は難しいと考えております。

チーム担任制とは、1人の担任が学級を受け持つものではなく、複数の教員が学年や複数学級の子どもたちをチームとして支える仕組みです。

授業や生活指導、教育相談などを分担、連携して行うことで、子どもへの支援の充実や教員の負担軽減、学校全体の教育力向上を目指すものです。期待される効果としては、多様な個性や課題を持つ子どもたちに対し複数の教員の視点による、きめ細やかな指導や支援が可能になることが挙げられます。

また、教員それぞれの専門性や得意分野を生かした授業づくりが進み、授業の質や学級経営の向上、教員の人材育成や業務改善にもつながることが期待されます。

一方で、役割分担や責任の所在を明確にしなければ、保護者対応や児童生徒の評価において分かりにくさや混乱が生じる可能性があります。

そのため、子どもや保護者が安心して相談できる体制づくりや学校の実情に応じた運用の工夫が必要となります。

なお、今年度から、高知県内10校の小中学校において、加配教員を活用した研究実践が進められております。本町としましても、その成果や課題を注視しながら、黒潮町の教育に適した指導体制の在り方について研究してまいります。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

この件に関しては再質問は行いませんが、ほかにも教師や子ども、保護者の負担軽減になるような事業の取り組みなどがあれば、ぜひ進めていてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、続きまして第2問目に移りたいと思います。

第2問目は、黒潮町の有害鳥獣被害防止対策について。

近年の有害鳥獣被害や、その防止対策は。

また、被害防止に対する補助などはどうなっているのか。

まずお聞きします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは吉尾議員の、近年の有害鳥獣被害やその防止対策はの、ご質問にお答えします。

議員ご質問における、昨年、令和7年度町内での有害鳥獣被害、カラス、イノシシ、シカ、ハクビシンなどに起因する農作物の被害状況につきましては、国への報告書のうち被害面積としまして151アール。被害数量は1万2,882kg。被害金額としまして379万6,000円の数値となっております。

この数値につきましては、令和6年度と比較を致しますと農作物の被害面積はおおむね半減しており、被害数量および被害金額につきましても、それぞれ約6割の減少となっております。このように、昨年度における町内農作物の被害状況は一定、減少する状況となっております。

こうした被害の減少に至った主な要因と致しまして、特に一昨年度、令和6年度における有害鳥獣の捕獲頭数が大幅に増加したことが挙げられます。また、近年の暖冬傾向や、梅雨時期の降雨日数が比較的少なかったことなどにより、イノシシの幼獣等の生育環境に適した状況が続き、個体数が増加していたものと考えられますが、関係者の皆さまのご尽力による積極的な鳥獣捕獲活動や、近年の梅雨時期における降雨の状況も含め、鳥獣の増加傾向に一定の歯止めがかかっているものと捉えております。

ご質問における現行制度につきましては、有害鳥獣の個体数管理を目的とした、箱わな、くくりわな、および猟銃等による捕獲事業と、農地への侵入防止を目的としたワイヤーメッシュ柵などの防除対策を基本的な施策として実施をしており、これらを組み合わせた総合的な被害防止対策に取り組んでおります。

また、農業関連施策と致しましては、有害鳥獣の餌場や住み家となる耕作放棄地の発生防止を図るため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、農業生産活動の継続による農地の保全および農村環境の維持に努めております。

現在、各地区においても、これらの制度を活用した取り組みを進めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

今の答弁にもあったと思いますが、再質問として、まずその町における有害鳥獣対策における今後の課題について、もう一度お聞かせ願えればと思います。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは吉尾議員の再質問にお答えします。

議員ご質問における鳥獣被害につきましては依然として、若干近年は下がっておりますが、全体としては今後も増加傾向はあるように考えております。また、被害のこういった事態も進んでおり、非常に深刻な課題であると承知をしているところです。

要因の一つとして、高齢化に伴う狩猟者そのものの減少や、地域における先ほど申しました耕作放棄地の増加、そういったものも挙げられるというふうに考えております。

今後とも、農業振興部局をはじめ、JA や幡東森林組合、またその関係機関、各団体との情報共有を密にし、より一層強化した上で効果的な対策についての検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

それでは、また再質問になりますが。

箱わな、および侵入防止柵の設置についてはどのような状況になっているのか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは吉尾議員の再質問にお答えします。

町が保有する箱わな等、そういったものについての貸し出しにつきましては、鳥獣の捕獲許可や狩猟の許可をお持ちでない方にも、その所有地に設置する場合に限り貸し出しを行っております。

侵入防止柵の設置につきましては、設置についての特別な許可等は必要はございませんが、鳥獣被害防止協議会を通じた町への申請、そういったものに対しての補助を行っている前提で申請をしていただくような形となっております。

なお、補助の対象となる防除柵の種類は、先ほど申しましたワイヤーメッシュ柵、金網、ロープ、トタン、防風ネット、電気柵、そういったものとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

それでは最後に、農作物被害における被害額の算定についてはどのように行っているのか、お聞かせください。

お願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは吉尾議員の再質問にお答えします。

鳥獣被害における農作物被害、そういったところのトータルの算定根拠につきましては、農家の皆さまからのご報告や農業共済組合への被害照会。また、JA からの聞き取り、猟友会からの聞き取り、職員による現地での被害状況と調査等を集約して、国に対し報告を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

その 1 番目の再質問で、先ほどの答弁で耕作放棄地の発生防止策についても説明がありましたが、当町もますます人口が減少し、耕作放棄地が増え、有害鳥獣が増殖しやすい環境になるのではと心配しております。なるべくそうならない、なっていない、先を見据えた対策が必要ではないかと思っておりますので、そのへんはまたよろしく願います。

これで、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

次の質問者、水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

通告書に従い、2 問質問します。

1、保健行政について。

誰もが安心して暮らすには病気の予防と健康づくりが不可欠ですが、町の健康受診率は低迷し、来年度の申し込み制移行によるさらなる低下が懸念されます。そこで、補聴器助成へつなぐ耳の相談ブースの設置やげんき体操の深刻な地域格差の解消、今後の健康増進の場づくりなど、当町の保健行政の在り方について、以下 4 点問います。

1、特定健診の来年度からの申し込み制への移行で、ただでさえ低い 40 代、50 代の受診率が下がるのではという懸念があります。

仕事や子育て等で忙しい世代が、受けやすくなる工夫について問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、特定健診の申し込み制の移行について問うのご質問にお答えします。

特定健康診査につきましては、令和 9 年度の特定健康診査から、これまでと同じ受診の仕方に加え、受診希望者を事前に把握するため、事前申し込み制を取り入れます。事前申し込み制を取り入れることによって健康受診者の事前把握ができるようになりますので、受診日時をあらかじめ調整することで、健診当日の受け付けや案内が円滑になり、受診者の待ち時間の短縮や会場内の混雑緩和により、受診率向上へつなげるものです。これまでどおり、特定健康診査の受診券につきましても、対象の方へ送付しますので、これまでと同じ受診の

仕方をさせていただくこともできますが、事前にお申し込みをいただいた方を優先して受け付けをする運用を予定しております。

なお、現在、来年度の申し込み方法について集団健診の場で順次周知をしております。今後、広報やホームページ、LINE 等で広く周知を行うとともに、申し込みについては、現在実施しているがん検診の申し込み同様に QR コードやはがき、電話など複数の申し込み方法を設け、受診しやすい申し込み体制を整備します。

先ほども触れましたとおり、これまで同様に予約なしでの当日受診についても引き続き行いますが、予約をされた方と比べると待ち時間が長くなりますので、待ち時間の短縮や会場内の混雑緩和、またそのことによる受診率の向上となるよう、事前の申し込みにつながる広報等の周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

従来の申し込みに足して、事前申し込み制を取り入れるということですが。

事前申し込み制の検討は一步前進ですが、単にネットで申し込みますというバックを作っただけでは、忙しい人はわざわざアクセスしません。大切なのは、町から、あなたの健診日は何日ですが変更しますか、と LINE が届き、1 分、数タップで予約が完了するような、徹底的に手間を除いた仕組みにすることだと思います。

そこまで住民目線に立ったシステムを作るお考えはありますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

先ほど申されましたシステムといったもの等につきましては、今後における協議であったり、予算査定の中でまた提案をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

また検討していただくということでしたけれども、40 代、50 代は仕事や育児で自分の健康を後回しにしがちです。

個人の意識に頼るだけでなく、有給なしで受けられる夜間、休日健診の拡充など、生活に寄り添った具体策をセットで考える考えはありますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

夜間につきましては、今のところ想定をしておりません。休日につきましては一部実施しておりますので、そちらで対応したいと思います。

また、先ほどから申されておりますように、40 代 50 代のなかなか時間が取れない方、そういった方につきましても、この事前申し込み制にすることで、今、そこにいつ誰が来るか分かってない状態で申し込みをされ

ておりますので、どうしても待ち時間が長くなってしまうということがあります。ただ、こういう事前申し込み制をすることで、少なくとも時間の短縮が図られますので、この間だけ、休みを取っていただくとかお越しいただくといったことで、受診がしやすい環境をつくるということを目的にしておりますので、ぜひ事前申し込みをしていただければと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

いろいろと検討をしてくださるということで、期待しています。

ひとつ提案なのですが、ネット予約の導入、LINE での申し込みなど、行政としてのこれまでの努力はよく分かりますし、ありがたいことだと思います。ただ、仕事や子育てで毎日本当にバタバタしている 40 代、50 代の、皆さんにとってはネット予約ができるとしても、平日の昼間に子どもを連れて健診に行くこと自体がものすごく高いハードルだと思います。もし土日に受けるとしても、今度は子どもの預け先に悩むことになります。

そこで提案なのですが、特定健診の会場にほんの少しのスペースで構いませんので、お子さんの見守りブース、臨時の託児スペースを作ることはいくつかできないでしょうか。地域のボランティアの方や健康推進員さんなど、お手伝いをお願いして、お母さんやお父さんが検査を受けている 15 分か 20 分の間だけ優しく子どもを見てあげてあげる。これがあるだけで、ああ、それなら子どもを連れて健診に行ってみようかなと思える現役世代が本当に多いと思います。

こうしてお金を掛けなくてもできる子育て世代に寄り添う優しさを、ぜひ来年度の健診から取り入れていただきたいと思います。

次、2 番に移ります。

本町の補聴器助成は周知不足や手続きの複雑さ、また心理的抵抗が壁となり、利用者がほとんどいない現状です。効果を上げている他自治体では、単にお金を補助するだけでなく、試聴期間の確保や出張相談など、ハードルを徹底的に下げる工夫をしています。

来年度から健診が一部申し込み制になり、行政との接点が減るからこそ、特定健診の会場に耳の相談ブースを設け、難聴の兆候がある方をその場で専門相談や助成手続きへつなぐ、保健と福祉が連携したワンストップの仕組みを作ることについて、考えを伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、耳の相談ブースを設け、ワンストップ相談会につなぐ仕組みをつくる考えはないか、のご質問にお答えします。

聞こえの低下は、日常生活への支障だけでなく、フレイルや認知機能の低下、社会的孤立等との関連も指摘されていることから、重要性は認識しております。特定健康診査は主に生活習慣病の予防を目的に実施していますが、健診の機会を活用し、聞こえに関する相談や情報提供を行うことは、健康づくりの特性から有効であると考えています。

一方で、健診会場での実施に当たっては、専門職の確保や実施体制の整備などの課題もあることから、現時点では特定健康診査会場に専用の相談ブースを設置する予定はございません。

町としましては相談の機会も必要と考えており、現在、聞こえのセルフチェックのチラシを作成しております。完成次第、地区サロン等で説明し、セルフチェックをすることでご自身の状態に気付き、必要であれば、耳鼻咽喉科の受診につながればと考えています。また、健診会場においては、聞こえの相談があった場合は問診の場で相談を受けることや、昨年から実施しております黒潮町高齢者補聴器購入費補助金の相談受け付けなど、情報提供を行ってまいります。

これまでの答弁でもありましたが、耳の聞こえにくさにつきましては、外耳炎や中耳炎などによるものや突発性のもの、その他病気や外傷によるもの、そして加齢によるものなどいろいろあり、その症状によって治療が有効なものや補聴器が有効なものなどがありますので、まずは自分自身で聞こえにくくなってきたと感じたり、周りの方に勧められた場合には、先延ばしせずに耳鼻咽喉科を受診していただければと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

セルフチェックのチラシを作って、自分でチェックができるように早めに耳鼻科に行けるようにという促しをしてくださるということでしたけれども、前向きに受け止めていただきありがとうございます。

公的機関、お金が掛からない方法として、県の公的機関の活用っていうことがあると思うんですが、高知県には、聞こえの相談や補聴器のアドバイスを専門に行っている高知県立療育福祉センターの巡回相談や、高知県聴覚障害者情報センターの出張相談という、100 パーセント公的な仕組みがあります。町が特定の業者を選ぶのが難しいのであれば、これら県の公的機関をお願いをして、特定健診の日に合わせて会場に来ていただく、これなら公平性の問題は心配ありません。せっかく予算を作っても、手続きが難しくて誰にも届かないのではもったいないです。まずは県の公的機関と連携して、できることから一歩踏み出すことを考えてほしいと思います。

あと、ほかに民間の例も他市町村でありまして、高知県内の認定補聴器専門店、認定補聴器技能者が在籍する店は、既に香美市商工会館中芸エリア。2 番の質問でもあります中芸広域連合が含まれますけれども、その中芸エリア、田野町ふれあいセンター、近隣の JA 四万十や宿毛市商工会館などの公的スペースを借りて、定期的に無料の補聴器相談、試聴点検会を自主開催しています。

行政が 1 社だけを指名して呼ぶから偏りになるというのであれば、そうでなく、県内の認定補聴器専門店、四万十町にある店舗や高知市の店舗などに対し、健診会場の隣の会議室を相談会場として平等に開放する。あるいは、町の広報や健診の案内チラシに協力可能な複数のお店の連絡先を横並びで一括掲載するという方法をとっています。

これなら、町としても、場所を貸して周知しただけなので完全に公平ですが、お考えをお聞きます。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

先ほどの民間の認定補聴器協会というところですが、まだ直接話をしたことはございませんので、またそちらの方にも話をして、あとはその会場のスペース的な問題もありますので、そちらの方とも確認しながら検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

検討していただけるということでしたので、よろしくお願いします。

幡多郡にも、四万十市、宿毛市、それから隣の高幡にもありますし、中土佐町などいろいろ、須崎市、伊野町なども行っていますので、ぜひよろしくお願いします。

3 番に移ります。

黒潮げんき体操が、大方 14 カ所、佐賀は 1 カ所という格差をどう考えていますか。

例えば、リハビリ器具などを地域に持ち出し、あったかふれあいセンター等と連携した巡回教室で、佐賀の保健機能を回復することについて問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、黒潮げんき体操の実施数の格差をどう考えているかのご質問にお答えします。

町では、健康づくり推進委員さんなどのご協力を得ながら、健康に関する啓発活動や地域での健康づくり活動を推進しております。また、自主グループによる黒潮げんき体操につきましても、住民主体の活動として各地域で実施されており、介護予防や健康増進に加え、地域住民同士の交流や見守りにもつながる大切な活動であると認識しています。

この黒潮げんき体操は、身近な場所で継続的な介護予防の取り組みが必要と考え、各地区の長や健康づくり推進委員会にご協力いただき、平成 24 年度から地区主体型運動教室として開始しています。集会所などで開催することで、参加者にとっては歩いていける身近な場所で、顔見知りの人たちと和気あいあいと介護予防や地域づくりに取り組める機会になっており、全町的な展開を目指しています。

令和 7 年度には佐賀地域で一部が開始となり、また、大方地域でも新たに取り組みを始めた地区が見られ、広がりを見せつつあります。まだまだ全町的な取り組みとはなっていませんが、今後においても、さらに多くの地区でげんき体操の取り組みが広がるように支援や周知等を行ってまいります。

また、体操の立ち上げには保健師が支援に入り、その後も年 2 回、体力測定を行うなど、継続的に支援を続けてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

町の方もげんき体操の地区での開始については、いろいろとお手伝いをさせていただくということでしたけれども。

大方と佐賀地区で健康づくりの取り組みについて歴史的な成り立ちっていうものが違うと、違いがあると思うんですけども、佐賀地区については、古くから寝たきり予防や健康寿命の延伸を目的として、総合保健センターを拠点とした通所型の運動教室、いきいきロクロクラブを先進的に実施してこられたと思います。また、社会福祉協議会によるあったかふれあいセンターなどで、手厚い健康マージャンやサロン活動等も定着していると思います。

一方、大方地区は集落が点在している特性から、住民ボランティアによる分散型の黒潮げんき体操が広がった経緯があり、このように大方地区はそれぞれの集落で、集落ごとに細かい運動とかふれあいサロンとかそういうふうなものをやって、佐賀の方は施設を中心というふうな違いがあると思うんですけども。

先ほど、健康推進員さんを中心に運動をとということでしたけれども、その点については、その地域性についてはどう考えられますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

地域性は、その場所場所によってやはり特色があると思います。ただ、町としましては、健康増進の取り組みは、そのげんき体操だけではなく、その他いろんな活動も含めて健康増進の場と考えております。

そのうちの一つが、例えば先ほど議員おっしゃられたあったかふれあいセンターでの身体を動かす運動であったり、また、自主的にウォーキングをされている方などもおられますので、そういった個別にされている方、また組織でされている方、場所でやられてる方、そういったことも含めて健康増進の場と考えておりますので、引き続き、可能な限り支援と発展について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

検討をしていただくということですので、よろしくお願いします。

佐賀の方は先ほども言いましたように、拠点集中型のやり方は、裏を返せばセンターまで自力で来られる元気な高齢者しか救えない、という大きな弱点を抱えています。佐賀地区の奥地にお住まいの方や移動手段がない方、足腰が弱って閉じこもりがちになっている方こそ、本当に介護予防が必要なはずで。このまま放置すれば、佐賀の在宅高齢者の健康格差は広がる一方です。

保健センター、佐賀からデイサービスというものもなくなって、保健センターも閑散として寂しい。そして、今は元気だけれども、やっぱりさらにそういう施設がないということは、自分たちの老後はどうなるんだろうかと。家族の介護をしてるけれども、お医者さんに、血圧が高いのでストレスをためたらいかんぜって言われるけれども、近くにデイサービスがないということで、やっぱり心配だというふうな声もあります。

その佐賀が誇るあったかふれあいセンター等の拠点と、大方で培った地域に飛び出すノウハウを融合させ、先ほど器具だけではないというふうに言われましたけれども、例えばハビリ器具などを持ち出して各集落を回る、巡回型の健康教室へ進化させるというふうなことも、佐賀の現機能を今の時代に合わせてアップデートするという視点について、今後考えてほしいと思います。

次 4 番、ちょっと何かかぶってるところがあります。すいません。かぶってしまいましたけれども。

4 番はちょっとかぶってしまったので、もし何か答えを考えておられるようであれば、よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

水野さん、カッコ 4 ですか。

8 番（水野佐知君）

何か、3 と 4 が一緒になってしまった。

議長（中島一郎君）

4で答弁ということですか。

8番（水野佐知君）

そうですね。

4番で、もし答えがあったらお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、地域での健康増進の場づくりについてどう考えているかのご質問にお答えします。

黒潮町では、このまちでずっと暮らせるを基本理念として、健康寿命の延伸を目指し、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画を策定しています。

その中で、5つの健康課題について取り組みを進めています。その中の地域づくり、仲間づくりの健康課題では、健康づくりに取り組む自主活動団体数や、認知症サポーター養成数、3世代ふれあい健診受診者数、ふれあいサロンへの年間の延べ参加者数を評価基準としており、黒潮げんき体操の取り組みは、この健康づくりに取り組む自主活動団体に位置付けられています。

また、その目標値は全地区となっていますが、全地区に広がっていないというのが現状です。しかし、少人数での集いが形成されていたり、自主活動団体がない地区においては、例えばあったかふれあいセンターの集いの場に来ていただくなど、違う活動についても取り組んでいます。

住民の皆さまが身近な地域で気軽に参加でき、継続して健康づくりに取り組める環境を整えることが重要であると考えております。そのため、今後におきましても、地域づくり推進協議会等の活動の中で周知を行うなどの活動を行いながら拡大に向けて取り組むとともに、現在実施していただいている取り組みについても、引き続き支援を行っていきます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

大方の方は活発に各拠点で運動に取り組まれていると思うんですけども、佐賀の方でも先ほども言いましたように、3世代健診の後のフォローアップというふうなことを、10月から12月まで3カ月間取り組んでおられますけれども。

それと、佐賀は、以前は大方2カ所、佐賀に1カ所、C型のデイサービスがありましたけれども、今、佐賀の方はC型のデイサービスをやりたいという要望があるにもかかわらず、停止したままで卒業した方が保健センターの鍵を借りて、社協さんの協力も得て、器械を使って自主的に運動を週2回されてるっていうような、本当に一部、それも車とかで、歩いて行けるというよりも車で移動ができる、乗り合いをしてというふうなことで一部の方が運動されてますけれども。

C型デイとか3カ月のフォローアップでせっかく運動習慣が付き、体力が戻ってきた高齢者が、期間終了と同時に行く場所を失ってしまうということが心配です。ここではしごを外してしまえば、数カ月で元の状態にリバウンドし、それまで投じた行政の予算や保健師さんなどの努力も水の泡になってしまいます。

1つ、C型デいの器械3点セットは社協に持ち込むということでしたけれども、3世代健診のフォローアップのステップとか乗馬の器具を国保連合会から借りたりとかして、運動を継続する、していくってということについてはどう考えられますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答えします。

先ほどの乗馬であったり等は、どうしてもその管理者が必要になりますので、貸し出し等は行えないと思います。

なので、そういったご要望がある場合、なかなか個別、一人一人の対応は難しいかと思いますが、また団体っていうかある程度集まってですね、使いたいというご要望があれば相談していただければ、調整がつけば使用も可能になっておりますので、ぜひご相談いただければと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

では、対応をお願いします。

2番、子育て、移住定住対策について。

先月、福島県矢祭町での、全国小さくても輝く自治体フォーラムに参加しました。その分科会、子育て支援をはじめとした移住定住対策で学んだ点、気付いた点について質問をします。

若い人たちが都会へ出ていく理由の一つに、この町にいても自分らしく生きにくいかもしれないという、目に見えない窮屈さがあるといわれています。これからのまちづくりで大切なのは、子どもを産む、産まないという選択も含めて、誰もが自分らしく、心穏やかに暮らせる町にすることです。

例えば、町で行う婚活などの取り組みが若い人たちへのプレッシャーになってしまっっては、せっかくの応援の気持ちが届きません。どんな生き方も同じように大切にされる必要があります。これからのまちづくりで本当に大切なのは、すいません。

それに基づいて1番、子どもを産む、産まないは個人の自由であるが、個人の尊厳を守る定住、子育てビジョンについて問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（村越 淳君）

水野議員の、個人の尊厳を守る定住、子育てビジョンにつきましてお答え致します。

子どもを産む、産まないや、どこに住むかといったライフスタイルの選択は個人の自己決定に属するものであり、社会が強制や誘導を行うべきことではありません。従って、行政が目指すべきは産むことの自由と同時に、産まないことの自由も等しく尊重され、いずれの選択をした場合であっても、個人の尊厳が損なわれることのない社会の実現であります。

その一方で、自治体として、人口減少に向き合うことも重要な責務です。本町では、黒潮町総合戦略において2060年人口6,800人を維持する目標を掲げ、その指標の一つとして、年間40人以上の出生数を目指しております。

しかしながら、この数値目標は特定の生き方を推奨するものではなく、あくまで子どもを持つことが望む方々が経済的不安や制度の壁に阻まれることなく、安心して産み育てられる環境を整えることを目的としたものです。子育て世代が安心して住み続けられる町は、ひいては全ての町民が選択した生き方を肯定されながら安心して暮らせる町そのものであり、持続可能な町であると認識しています。

町と致しましては、個人の自立的な決定を尊重しつつ、どのような生き方を選択したとしても、その選択が社会から温かく受け入れられ、個人の尊厳が等しく守られる黒潮町となるよう、引き続き施策の充実に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

結婚してもしなくても、子どもを産んでも産まなくても、どちらも誰もが住みやすい黒潮町ということで、安心しました。

2 番に移ります。

中芸広域連合の遊分舎では、月 20 日開所、先輩ママが常駐、専門職が月の 3 分の 1 程度訪れ、敷居の低い相談体制を確保しています。

当町でも、このモデルを参考に子育て支援拠点の充実を図る考えはないかを問います。

資料 1、2 になります。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

それでは水野議員のカッコ 2、子育て支援拠点の相談体制につきましてお答え致します。

中芸広域連合が運営する遊分舎は、児童福祉法に基づく、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業でございます。本事業は、保育所や公共施設など、地域の身近な場所において乳幼児を持つ親子の交流や育児相談等を行うものであり、高知県内におきましては計 50 カ所の拠点が設置されております。

本町では、黒潮町地域子育て支援センターを大方中央保育所内に開設し、子育てや子どもの成長に関する悩みや不安に寄り添うとともに、保護者の皆さまが安心して過ごせる環境づくりに努めております。

また、佐賀交流センターみらいにおいても、週 2 回程度出張ひろばを開設しており、そのほかにも愛育相談や講演会を定期的に開催するなど、子育て家庭への支援を行っているところでございます。

議員ご提案の遊分舎につきましては、民家を活用した親しみやすい空間づくりや先輩ママから学ぶといったハードルの低い相談体制など、参考とすべき取り組みが行われているものと認識しております。

本町と致しましても、これまで誰もが身構えることなく安心して立ち寄れる居場所づくりを基本に子育て支援事業を展開したところであり、今後におきましても、ほかの取り組みから学ぶべき点は積極的に取り入れながら、日々の運営の充実に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

私も先日、この遊分舎に見学に行ってきましたんですけれども、ここは専門の職員さんだけでなく、専門の職員さんというか、専門の職員が逆に先輩ママを、専門の保健師さんであるとか作業療法士、で、栄養士などがフォローするというふうな形で行われているところです。

子どもだけじゃなくて、住民票が中芸以外にある方もご利用できますということで、土日とかも空いていて、卒業した小学生とかもぶらぶら、何か放課後立ち寄りとか、夏休みにも使えるようにそういうプログラムを考えたりとか、そういう工夫をされているということでした。

黒潮町の子育て支援センター、あるんですけれども、年々利用者が減っていますが、今困っているお母さんや子どもたちは、立派な施設に行くこと自体が少し緊張してしまうということもあります。だからこそ、普通の民家のような敷居の低い、実家のような場所が求められています。そういう役割を果たしているところもあったかさんとかありますので、いろいろな事例を参考に取組んでくださるということですので、よろしくお願いします。

では、3番にいきます。

移住者の定住率を高めるため、空き家改修の補助拡充や若者、移住者が自ら主役となって町の未来を提案できる常設の若者会議、移住者会議をつくる考えはないかを問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（村越 淳君）

水野議員の、若者、移住者が町の未来を提案できる常設の若者会議をつくる考えはないかにつきましてお答え致します。

本町では、移住定住施策を進めるため、平成28年より移住者住宅改修費等補助金を創設し、翌年度から対象を町内在住者にも拡充してまいりました。また、定住促進住宅の整備や空き家の残置物処分補助も創設し、住宅の確保から回収まで、支援体制の構築に努めております。引き続き、国や県の補助金等の活用を含め、実効性の高い制度設計を進めてまいります。

また、移住者へのサポートにつきましては、現在2名の移住相談員を配置し、移住検討段階のみならず、移住後の相談についても丁寧かつきめ細かい対応を心掛けております。

ご提案の、若者会議のような移住者や若者が町の未来を主体的に提案できる仕組みは、定住促進の観点から有意義であると認識しております。しかしながら、新たな組織を設置するよりも、移住相談員によるサポート体制を充実させるとともに、移住者が自分たちの町として主体的にかかわり、地域に根づいていくための環境づくりこそが重要であると考えます。形式的な会議体を設けることよりも、地域の方々との日常的な交流や、既存の団体等への活動への参画を促進していくことこそが、結果として定住地の向上につながるものと考えます。

従いまして、現時点では新たな会議体の創設については慎重な姿勢をとらせていただきますが、今後も、住居、雇用、子育て、地域関係構築等を総合的に進め、移住者の定住率向上に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

移住相談員を中心に、いろいろと工夫をしてくださるということですが、それで、おうちの方の改修についても補助を行っているということですが、

移住希望者の多くが直面するのが、今、住まいの確保と改修コストの壁です。

近年増加している、自分好みにリノベーションしたい、DIY でかかわりたいというニーズに応えるため、現行の上限額の大幅な引き上げや、新たにDIY 資材費、工具レンタルへの補助を新設する考えはありませんか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

現在も、空き家住宅改修等の補助金、それからUターンされる方の引っ越しの補助金、それから新たに住宅を新築するために、これまでの住宅を除却する補助金、そういったもの、それから家具の家財等の処分の補助金、そういったものを創設しております。こういった補助金を複合的に利用していただきながら、新たな移住者の定住、そういったものにも、努めてまいりたいというふうに思っております。

また、ご提案ありましたことに関しましては、移住者の定住促進につながるかどうか、そういったこと、ニーズ、そういったことも踏まえ、また、一番は町の財政、それから国や県等の支援、そういったものも含めて総合的に検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

総合的に検討していただくということで、ぜひ、定住に向けて少しでも改善というか、努力していただきたいと思います。

ほかのお金も合わせてということでしたけれども、高知県内の他自治体や全国の先進地では、移住者の大幅なリノベーションに対して、上限 100 万から 200 万、一部自己負担ありの 3 分の 2 補助を設定しているところもあります。黒潮町の 100 パーセント補助は、手厚い反面、上限が 50 万から 70 万だと、水回りの全面改修などをすれば一瞬で予算オーバーになり、移住者の自己負担が結局重くなります。補助費を 3 分の 2 などに下げ代わりに条件を 150 万に引き上げるなど、実情に合わせた選択制などもほかの補助とも合わせてという先ほどのお話でしたけれども、そういうこともまた今後検討していただきたいと思います。

あともう一つ、移住者の会議ですけれども。

先ほどの大月の、この未来会議にも私も参加をしたんですけれども、大月町の町の未来会議が成功しているのは、元協力隊という住民に近い目線のプレーヤーが中心となり、行政の縦割りを廃したフラットな場だからです。また、7 月に視察予定の島根県雲南市でも、子どもや若者のやってみたいを形にする常設の仕組み、子ども若者チャレンジ等が町を活性化させています。

行政が聞く耳を持つだけでなく、彼らが自走できるようなプラットフォームを予算化し、伴走支援をするところこそが、今求められているケアに満ちた地方自治ではないでしょうか。

今後また、ともに歩んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会時間 14 時 38 分